

# 第3編 福祉

第1章	地域福祉	93
第2章	生活保護	101
第3章	高齢者の福祉	108
第4章	障害者の福祉	124
第5章	各種手当一覧	154

## 凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、6年度予算額、主管課を記載

# 第1章 地域福祉

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきている。

本市では、このような課題に対応するため、「第5期鹿児島市地域福祉計画」に基づき、次のような施策を実施している。

## 1 重層的支援体制整備事業 (令和6年度、国 1/2 県 1/4、45,960千円、地域福祉課)

《目的》

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに、関係機関や地域が連携して対応する重層的支援体制を整備し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に一体的に取り組む。

《事業内容》

市民から寄せられる福祉に関する相談を包括的に受け止め、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースについては、関係機関が連携して支援プランを作成し、助成制度や福祉サービス等の既存の支援に加え、継続的な家庭訪問や地域とのつながりづくりなどによる重層的な支援を提供し、困りごとの解決を図る。

### ① 相談支援

ア 既存の相談窓口等で属性や内容に関わらず相談を受け止める「包括的相談支援事業」

イ 課題解決に向けたコーディネートを行う「多機関協働事業・支援プラン作成事業」

ウ 家庭訪問等を継続的に実施し、支援対象者とのつながりの形成などを行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

### ② 参加支援

就労体験等により、社会とのつながりの回復を図る「参加支援事業」

### ③ 地域づくりに向けた支援

お達者クラブ、親子つどいの広場等の既存事業を活用した交流・参加・学びの機会を確保する「地域づくり事業」

## 2 地域福祉推進事業

(平成18～19年度：モデル事業、平成20年度、国 1/2 県 1/4、32,761千円、地域福祉課)

《目的》

地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置等を行う。

《事業内容》

### ① 地域福祉支援員の配置

地域福祉館等（地域福祉館41館と5つの市社協支部）を拠点として、地域福祉支援員6人を配置し、小地域ネットワークの支援や地域情報の把握、団体からの相談への対応等により支援関係機関間の連携推進を図るほか、地域住民からの相談への対応等に取り組む。

### ② 地域福祉館の拠点機能向上

地域福祉館にノートパソコン及び複合機を配置し、小地域ネットワークの推進拠点としての機能を高める。

### 3 地域福祉館管理運営事業 (昭和48年度、市単独、483,895千円、地域福祉課)

《目的》

市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動の推進拠点として設置している。

《施設内容と利用形態》

和室・洋室	町内会等の集会、福祉・ボランティア活動の場、老人クラブ・女性グループ等の文化・趣味活動の場として利用されている。
児童ルーム	子供たちの遊び場として、また、あいご会、こども会、母親クラブ等の集会の場として利用されている。
地域福祉支援ルーム	福祉活動団体が事務作業、情報交換、資料の整理保管等を行う場として利用されている。

《設置状況》 令和6年4月現在 41館

《管理の委託》 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会 (指定管理者)

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	741,144	539,252	504,467	557,894	590,579

### 4 吉田福祉センター管理運営事業 (平成10年4月、市単独、17,228千円、吉田保健福祉課)

《目的》

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

《事業内容》

① 施設の概要 会議室・多目的室・創作活動室等を備えた地域住民の福祉活動の拠点の場としての施設

② 所在地 鹿児島市本城町1687番地2

③ 主な事業

ア 福祉の増進、教養の向上及びレクリエーション等に関すること

イ 趣味活動その他生きがい活動に関すること

ウ 幼児及び児童の健全育成に関すること

エ その他市長が必要と認める事業

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会 (指定管理者)

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	8,624	6,181	5,815	6,470	8,090

### 5 民生委員・児童委員 (昭和23年度、市単独、186,526千円、地域福祉課)

民生委員は、福祉ニーズが多様化しているなかで地域住民の相談に応じ援助を行うほか、各種関係機関や団体との連絡、協力及び情報の交換などを通じて、地域福祉の増進のため積極的な奉仕活動に取り組んでいる。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、各種関係機関への協力及び地域における子育て活動への支援など、児童の健全育成のために活動を行っている。

児童委員の中から児童福祉を専門的に行う主任児童委員が指名され、各種関係機関との連絡調整及び児童委員活動への支援を行っている。

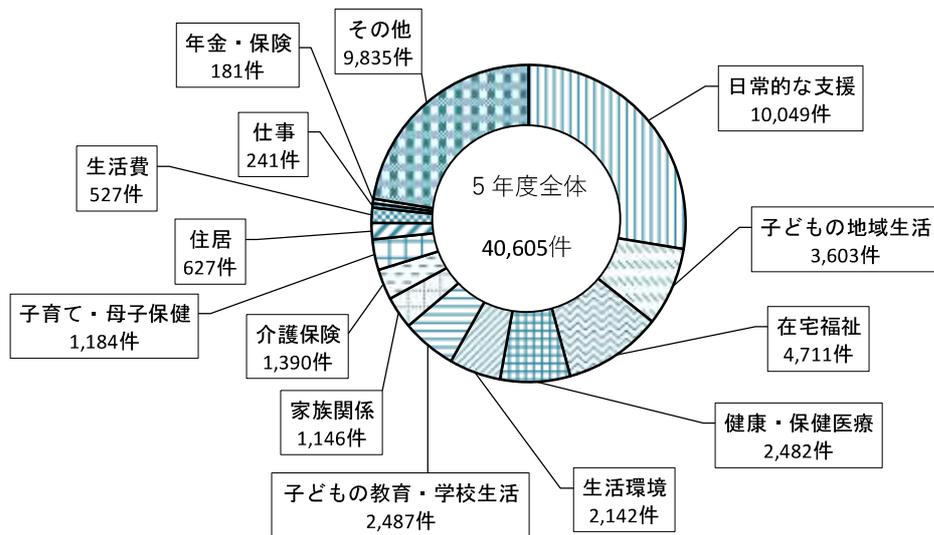
市民生委員児童委員協議会では、自主的活動として独居老人訪問活動、歳末たすけあい運動への協力、母子保

健の推進、こどもの健全育成等の活動を行っている。

また、市、市民児協、株式会社南日本リビング新聞社の3者で平成24年5月17日に、市、市民児協、鹿児島相互信用金庫の3者で平成27年7月31日に、市、市民児協、日本瓦斯株式会社の3者で令和4年4月1日に、地域における見守り活動に関する協力協定を締結し、地域の中で支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害者、子どもなどの見守りの充実に努めている。

《民生委員・児童委員の活動状況》

① 内容別相談・支援件数



② 相談・支援以外の活動件数等 (単位：件)

相談・支援以外の活動件数	(1)調査・実態把握	18,450
	(2)行事・事業・会議への参加協力	25,399
	(3)地域福祉活動・自主活動	61,767
	(4)民児協運営・研修	37,544
	(5)証明事務	5,346
	(6)要保護児童の発見の通告・仲介	132
訪問回数(回)		180,321
連絡調整回数(回)		146,910
活動日数(日)		177,272

《民生委員・児童委員数》 (地区民生委員児童委員協議会 50地区) 令和6年4月1日現在 (単位：人)

番号	地区名	男	女	計	番号	地区名	男	女	計
1	吉田	12(0)	11(2)	23(2)	27	田上	5(0)	14(2)	19(2)
2	川上	6(0)	9(2)	15(2)	28	広木	7(0)	13(2)	20(2)
3	吉野	17(0)	14(2)	31(2)	29	西陵	6(0)	12(2)	18(2)
4	吉野東	11(1)	9(1)	20(2)	30	松元	11(0)	20(2)	31(2)
5	玉江	4(0)	15(2)	19(2)	31	荒田	4(0)	17(2)	21(2)
6	伊敷	3(0)	17(2)	20(2)	32	八幡	7(0)	17(2)	24(2)
7	西伊敷	6(0)	13(2)	19(2)	33	中郡	4(0)	19(2)	23(2)

8	河 頭	13(0)	11(2)	24(2)	34	鴨 池	5(0)	15(2)	20(2)
9	郡 山	7(0)	16(2)	23(2)	35	紫 原	8(0)	10(2)	18(2)
10	清 水	3(0)	20(2)	23(2)	36	西紫原	4(0)	13(2)	17(2)
11	大 竜	6(0)	13(2)	19(2)	37	宇 宿	4(0)	19(2)	23(2)
12	坂元伊敷台	8(0)	14(2)	22(2)	38	南	3(0)	15(2)	18(2)
13	坂 元 台	5(0)	10(2)	15(2)	39	谷山中央	5(1)	21(1)	26(2)
14	名 山	3(0)	13(2)	16(2)	40	東谷山	8(0)	18(2)	26(2)
15	桜 島	9(0)	6(2)	15(2)	41	清 和	5(1)	18(1)	23(2)
16	東桜島	5(0)	7(2)	12(2)	42	桜ヶ丘	5(0)	15(2)	20(2)
17	城 南	7(0)	12(2)	19(2)	43	中 山	11(0)	11(2)	22(2)
18	松 原	4(0)	11(2)	15(2)	44	皇徳寺台	5(0)	11(2)	16(2)
19	山 下	5(0)	14(2)	19(2)	45	星ヶ峯	5(0)	14(2)	19(2)
20	中 洲	4(0)	16(2)	20(2)	46	西谷山	6(0)	11(2)	17(2)
21	西 田	5(0)	20(2)	25(2)	47	和 田	5(1)	17(1)	22(2)
22	原 良	6(0)	12(2)	18(2)	48	谷山西部	6(0)	13(2)	19(2)
23	明 和	6(0)	10(2)	16(2)	49	谷山南部	11(0)	13(2)	24(2)
24	草牟田	6(0)	19(2)	25(2)	50	喜 入	13(1)	19(1)	32(2)
25	武 岡	2(0)	21(2)	23(2)	合 計		319(5)	714(94)	1,033(99)
26	武	3(0)	16(2)	19(2)					

※( ) 内は主任児童委員の委員数：再掲

## 6 民生委員児童委員見守り活動支援事業 (平成25年度、市単独、107千円、地域福祉課)

《目 的》

支援が必要な地域住民の早期発見、把握のため、地域での見守り活動の周知広報や見守り活動協力事業者の拡大を図るなど、民生委員・児童委員の見守り活動を支援する。

《事業内容》

- ① 地域における見守りの大切さや民生委員児童委員活動についての周知広報
- ② 民生委員児童委員の見守り活動用の訪問連絡カードの作成、配布
- ③ 地域の見守り活動協力事業者の拡大

## 7 わくわく福祉交流フェア (平成24年度、市単独、2,925千円、地域福祉課)

《目 的》

市社会福祉協議会と協働で、市民の福祉への理解や交流を深めることを目的に、「わくわく福祉交流フェア」を開催する。

《主 催》 市、市社会福祉協議会

《運 営》 わくわく福祉交流フェア実行委員会

《事業内容》

- ① 期日 毎年11月上旬
- ② 場所 かんまちあ ほか
- ③ 内容 ア 福祉施設製作品展示販売 イ バザー、模擬店 ウ 映画上映 等

## 8 社会福祉協議会への助成 (昭和48年度、市単独、166,823千円、健康福祉政策課)

《目 的》

本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各事業に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

《事業内容》 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し、補助を行う。

- ① 法人運営事業
- ② 地域福祉活動推進事業
- ③ ボランティア活動振興事業
- ④ 福祉コミュニティセンター運営事業

**9 社会事業協会への助成** (昭和 48 年度、市単独、18,600 千円、健康福祉政策課)

《目 的》

本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会事業協会の事務局運営経費を助成し、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

《事業内容》 事務局運営費に補助する。

**10 戦没者の慰霊に関する事業** (市単独、1,049 千円、地域福祉課)

《目 的》

戦没者追悼式を行うほか、太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「人間之碑」献花や各種慰霊祭に対する供花を行うとともに、鹿児島市遺族会に対して補助を行う。

**11 再犯防止推進事業** (市単独、1,220 千円、地域福祉課)

《目 的》

鹿児島市再犯防止推進計画に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図るため、再犯防止推進連絡会議の開催や鹿児島保護区保護司会に対する補助を行う。

**12 市民奉仕活動賠償傷害保険** (昭和 59 年度、市単独、地域福祉課)

《目 的》

奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により、行事参加者等に損害を与え法律上の損害賠償責任を負う場合や奉仕活動中に事故で負傷又は死亡した場合に補償する。

《対象者》 5人以上で組織され、市内に活動拠点を有し、1年間に2回以上奉仕活動を行う住民団体の構成員

《事業内容》

① 保険の種類と補償額

ア 賠償責任保険

区 分		保険金額	摘 要
対人賠償	1人につき	最高 6,000 万円	保険会社が認めた訴訟費用等は別途算定
	1事故につき	最高 1億 2,000 万円	
対物賠償	1事故につき	最高 300 万円	
免責金額		—	5,000 円

#### イ 傷害保険

区 分	保険金額	摘 要
死 亡	500 万円	
後 遺 障 害	最高 500 万円	障害程度による
入 院	日額 3,000 円	180 日分が限度
通 院	日額 2,000 円	90 日分が限度

※入院・通院にあつては、治療日数7日以内の負傷は対象外

#### ウ 保険料

全額市が負担

#### ② 加入団体数及び被保険者数（令和5年度）

ア 加入団体 1,447 団体

イ 被保険者 212,705 人

### 13 中国残留邦人等支援事業

（平成20年度から生活支援等に拡大して実施、78,692千円、地域福祉課）

#### 《目 的》

永住帰国した中国残留邦人等（権太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため必要な支援を行う。

#### 《事業内容》

- ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
- ② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
- ③ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
- ④ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業 昭和49年度から実施）

### 14 ホームレス巡回相談指導事業

（平成20年度、国3/4、1,335千円、地域福祉課）

#### 《目 的》

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助が受けられるよう指導することにより、その自立を支援する。

#### 《事業内容》

- ① 巡回相談  
ホームレスの方々に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行う。  
実施にあたっては業務を社会福祉に精通した法人等に委託する。
- ② 保健所が行う健康診断に併せて福祉相談を実施する。

### 15 小災害救助

（昭和40年9月、市単独、1,491千円、地域福祉課）

#### 《目 的》

災害救助法の適用を受けない火災、風水害、その他の災害によるり災者に対し、応急的に援助する。

《支給の基準等》

種 類	対 象 者	金 額 等
災害弔慰金	遺族	100,000 円
災害見舞金	傷害者	30,000 円
	住家の全焼・全壊・流失により被害を受けた世帯	1 世帯につき 30,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 15,000 円を加算した額
	住家の半焼・半壊により被害を受けた世帯	1 世帯につき 15,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 8,000 円を加算した額
災害見舞品	住家の床上浸水等により被害を受けた世帯	1 世帯につき 10,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 5,000 円を加算した額
	住家の全焼・全壊・流失、半焼・半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯	(1) 4 月から 9 月までの期間 世帯員 1 人につきタオルケット 1 枚 (2) 10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの期間 世帯員 1 人につき毛布 1 枚

※このほか、社会福祉協議会・日本赤十字社から毛布、日用品が支給される。

《5 年度実績》

① 災害見舞金（世帯対象分）

合 計		被害世帯の状況					
		全焼又は全壊		半焼又は半壊		床上浸水等	
世 帯	人 員	火 災	風水害	火 災	風水害	火災（消火水損）	風水害
27 世帯	45 人	9 世帯	0 世帯	6 世帯	0 世帯	11 世帯	1 世帯
		14 人	0 人	8 人	0 人	22 人	1 人
見 舞 金		631,000 円					

② 災害弔慰金・災害見舞金（個人対象分）

災害弔慰金（死亡者）	5 人	500,000 円
災害見舞金（傷害者）	0 人	0 円

③ 合計

見舞金等支給額	1,131,000 円
---------	-------------

**16 災害時食糧等物資備蓄事業**（平成 24 年度、市単独、19,474 千円、地域福祉課）

《目 的》 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

《事業内容》 備蓄物資 保存用米製食品、保存用パン、栄養機能食品、毛布、タオル、紙おむつ等

**17 戦争犠牲者等の援護**（地域福祉課）

《目 的》

軍人軍属等であった者又はこれらの遺族に対し、特別給付金請求受付等の援護事務を行っている。

**18 隣保館**

（小松原市民館 昭和 54 年 4 月、小野市民館 昭和 58 年 4 月、国 1/2 市 1/2、32,264 千円、地域福祉課）

《目 的》

福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

《施設概要》

名 称	小松原市民館		小野市民館	
所在地	小松原一丁目 48 番 6 号		小野三丁目 13 番 7 号	
面積	敷 地	477.39 m <sup>2</sup>	661.88 m <sup>2</sup>	
	建物延	592.56 m <sup>2</sup>	408.00 m <sup>2</sup>	
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建		鉄筋コンクリート造 2 階建	
施設内容	調理室、図書室、会議・研修室、教養娯楽室、相談室、多目的利用室、事務室		調理室、図書室、学習室、教養娯楽室、相談室、会議室、事務室	

## 19 保健福祉総合相談・案内窓口事業

(本庁：平成 14 年 6 月 谷山支所：平成 15 年 5 月、市単独、22,648 千円、地域福祉課)

《目 的》

保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。

《事業内容》

- ① 保健及び福祉に関する相談
- ② 保健及び福祉に係る情報の提供
- ③ 保健及び福祉に関する相談に係る関係課との連絡調整
- ④ 健康福祉局内の各課等への案内
- ⑤ 聴覚障害者等との手話による通訳
- ⑥ 聴覚障害者等からの軽易な相談

《実施状況》

(単位：件)

年 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
本庁	相談	6,536	5,517	3,306	3,358	3,207
	案内	25,271	17,920	15,799	16,304	15,475
計		31,807	23,437	19,105	19,662	18,682
谷山支所	相談	588	520	517	609	712
	案内	4,182	4,035	3,609	3,876	3,455
計		4,770	4,555	4,126	4,485	4,167
合 計		36,577	27,992	23,231	24,147	22,849

## 第2章 生活保護

### 1 生活保護制度の目的

日本国憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

### 2 生活保護制度の基本原則

生活保護法には生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し、遵守しなければならない四つの原則が明記されている。

① 国家責任による最低生活保障の原理

生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施する。

② 保護請求権無差別平等の原理

性別、社会的身分などはもとより、生活困窮に陥った原因の如何は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行う。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理

この制度によって保障される生活水準は、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものでなければならない。

④ 保護の補足性の原理

生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することを保護を受ける側において守るべき要件とするとともに、民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。

### 3 保護の種類

最低生活の保障は、要保護者の日常生活において必要な需要を満たすものでなければならないので、生活保護においては、その需要の態様、性質などに応じ、次のとおり8種類の扶助について、基準が定められている。

生活扶助	衣食その他日常生活や移送に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な教材、学用品、給食、その他義務教育に必要な費用
住宅扶助	住宅の家賃、地代、補修その他住宅の維持に必要な費用
医療扶助	病気の治療のために必要な費用
介護扶助	介護サービスを利用するために必要な費用（自己負担分）
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	生業に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
葬祭扶助	葬祭を行うのに必要な費用

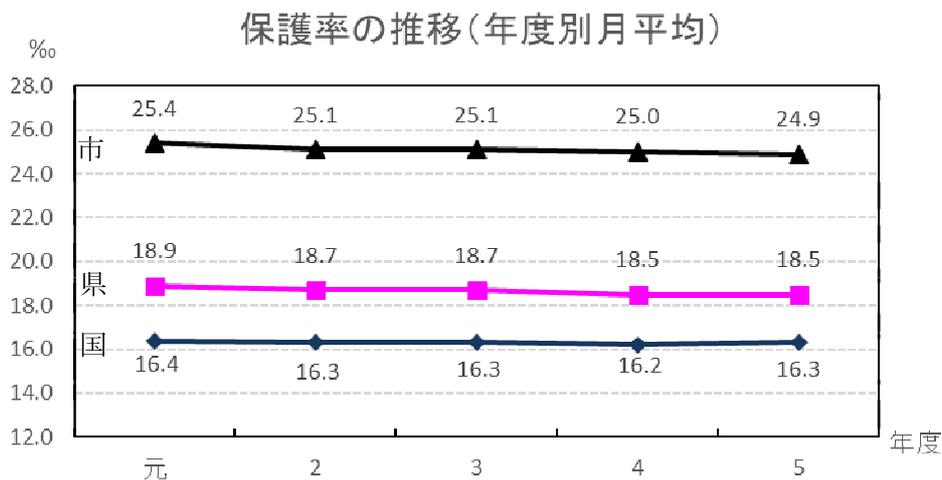
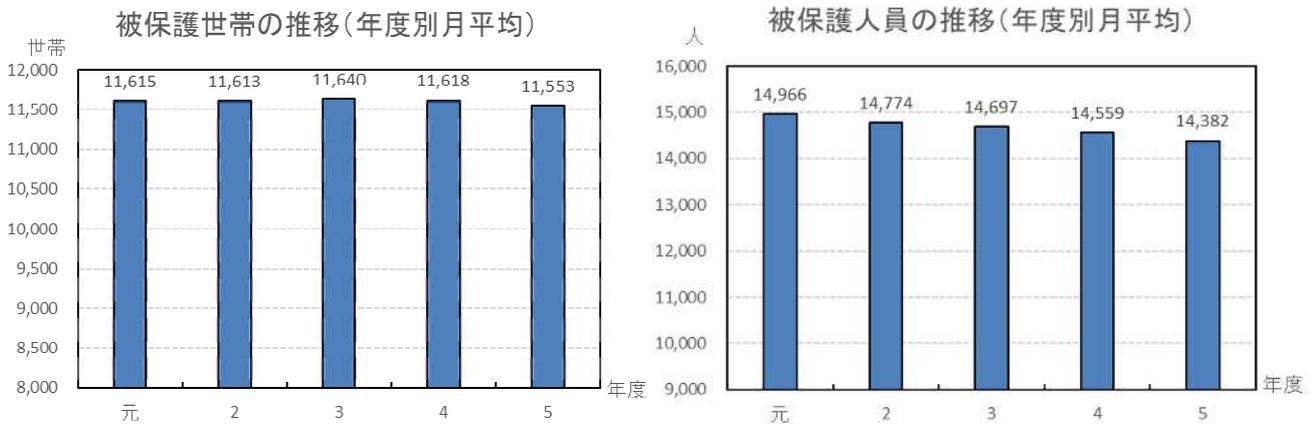
上記の扶助のほか、次の給付金も定められている。

就労自立給付金	安定した職業に就いたこと等により保護廃止に至った際に支給
進学・就職準備給付金	高校生等が卒業後に就職や大学等へ進学する際の新生活立ち上げの費用として支給

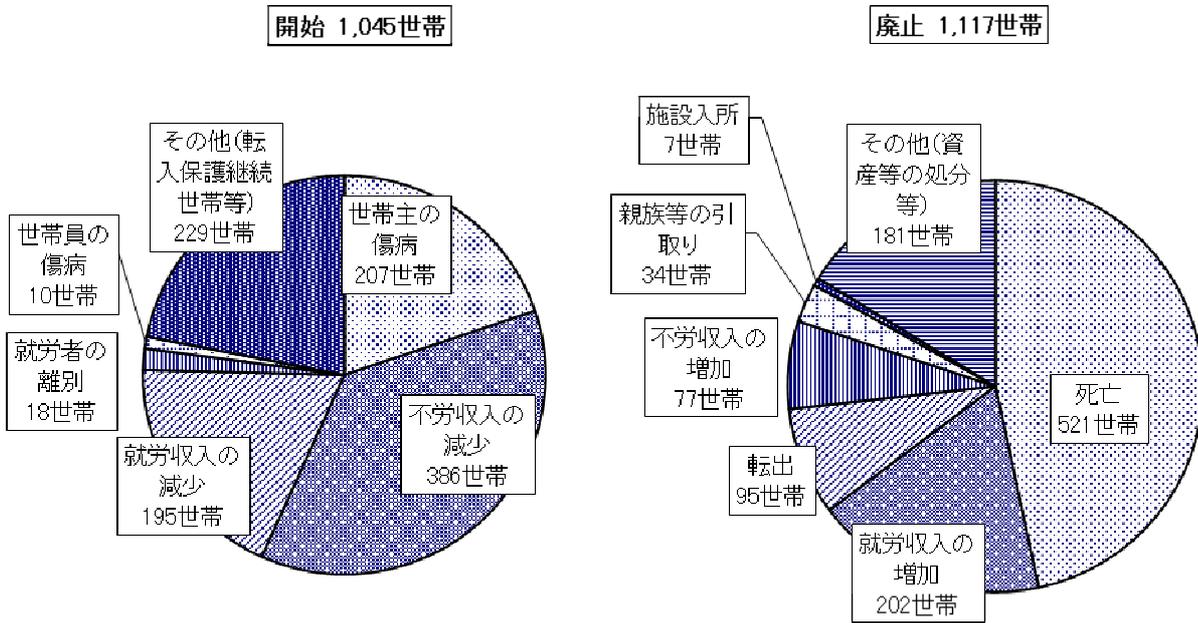
#### 4 生活保護法による扶助 (昭和 25 年 5 月、国 3/4 市 1/4、26, 167, 581 千円、保護第一課)

##### (1) 保護の推移

近年の本市の保護状況は世帯数・人員とも、全国的な傾向と同じく増加傾向にあったが、人員については平成 27 年度より減少に転じた。



保護の開始・廃止の原因別内訳（令和5年度実績）



(2) 扶助別被保護世帯・人員の推移（各年度月平均）

（単位：世帯、人、％）

年度	生活扶助				住宅扶助			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
元	10,464	99.8	13,567	99.2	9,967	100.4	12,674	99.5
2	10,322	98.6	13,238	97.6	9,977	100.1	12,564	99.1
3	10,325	100.0	13,134	99.2	10,031	100.5	12,550	99.9
4	10,293	99.7	13,007	99.0	10,032	100.0	12,455	99.2
5	10,206	99.2	12,813	98.5	9,979	99.5	12,296	98.7

年度	教育扶助				医療扶助				介護扶助			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
元	548	91.6	833	92.0	11,001	100.6	13,883	100.1	2,567	104.4	2,635	104.4
2	508	92.7	779	93.5	10,959	99.6	13,599	98.0	2,659	103.6	2,740	104.0
3	494	97.2	756	97.0	10,958	100.0	13,470	99.1	2,760	103.8	2,840	103.6
4	489	99.0	746	98.6	10,924	99.7	13,412	99.5	2,814	102.0	2,884	101.5
5	461	94.3	698	93.6	10,858	99.4	13,244	98.7	2,831	100.6	2,894	100.3

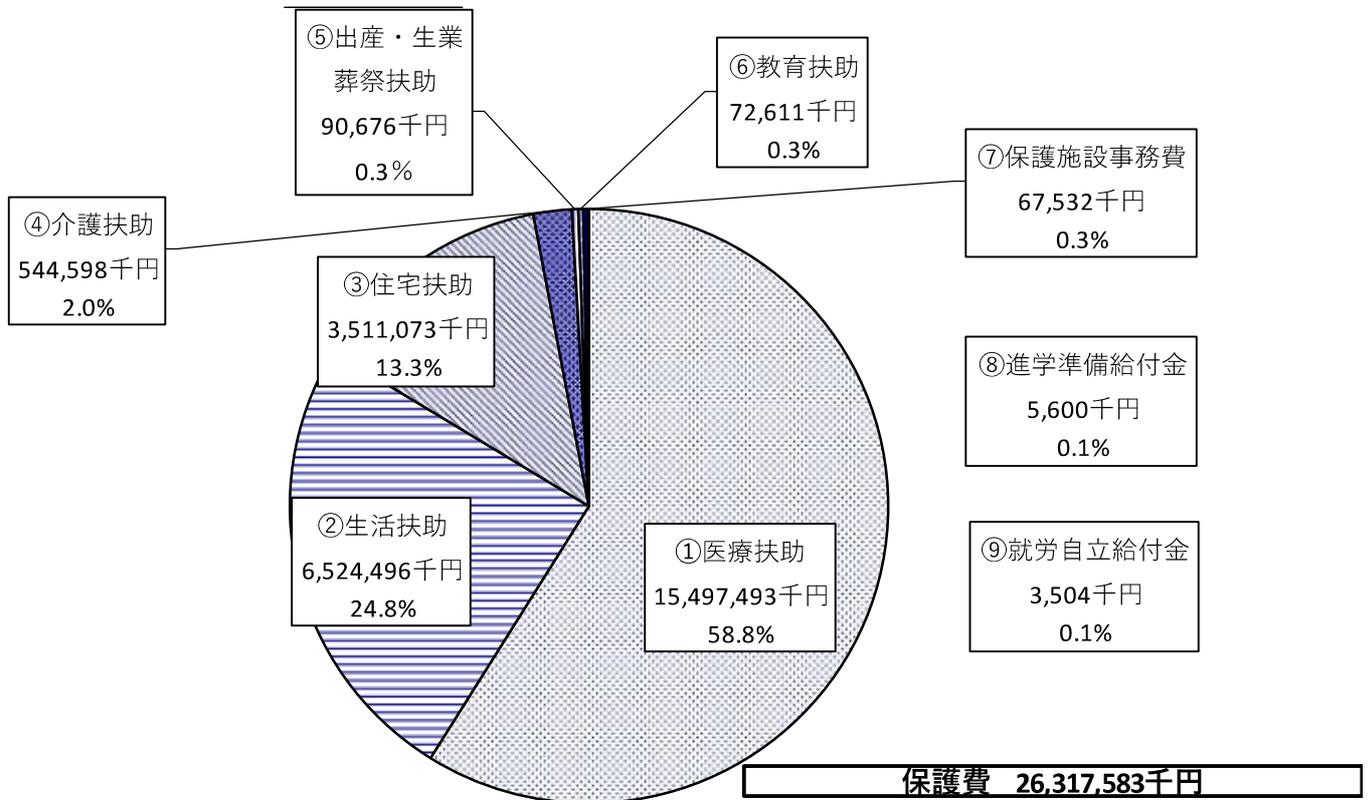
(3) 世帯類型別被保護世帯・人員の推移（各年度月平均）

被保護世帯の約79%は高齢者、母子、傷病・障害世帯で占められており、高齢者世帯の増加が大きくなっている。  
(単位：世帯、人、%)

年度	高 齢 者				母 子			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
元	5,914	103.5	6,369	103.4	649	97.3	1,865	97.7
2	6,064	102.5	6,510	102.2	617	95.1	1,748	93.7
3	6,157	101.5	6,599	101.4	603	97.7	1,726	98.7
4	6,184	100.4	6,600	100.0	587	97.3	1,680	97.3
5	6,168	99.7	6,553	99.3	562	95.7	1,612	96.0

年度	傷 病 者 ・ 障 害 者				そ の 他			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
元	2,691	97.7	3,153	96.2	2,361	97.4	3,579	98.1
2	2,586	96.1	3,003	95.2	2,346	99.4	3,514	98.2
3	2,496	96.5	2,885	96.1	2,383	101.6	3,487	99.2
4	2,450	98.2	2,815	97.6	2,396	100.5	3,464	99.3
5	2,416	98.6	2,746	97.5	2,407	100.5	3,471	100.2

(4) 保護費の内訳（令和5年度実績）



(5) 保護費の推移

医療扶助費の扶助費に占める割合が大きく、半分以上を占めている。(単位：千円、%)

年度	生活		住宅		教育		介護		医療	
	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比
元	7,016,469	97.0	3,540,985	100.0	91,863	83.2	521,074	102.3	14,861,280	102.8
2	6,779,477	96.6	3,536,865	99.9	90,393	98.4	534,540	102.6	14,787,608	99.5
3	6,688,378	98.6	3,544,228	100.2	89,016	98.4	536,314	100.3	14,671,523	99.2
4	6,601,911	98.7	3,534,361	99.7	87,965	98.8	534,301	99.6	14,730,424	100.4
5	6,524,496	98.8	3,511,073	99.3	72,611	82.5	544,598	101.9	15,497,493	105.2

年度	出産・生業・葬祭		保護施設事務費		就労自立給付金		進学準備給付金		合計	
	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比
元	98,039	89.9	37,170	102.5	2,140	75.1	3,500	36.1	26,172,520	100.6
2	100,584	102.6	47,066	126.6	4,226	197.5	6,200	177.1	25,886,959	98.9
3	97,637	97.0	60,531	128.6	3,437	81.3	7,600	122.5	25,698,664	99.2
4	94,901	97.1	68,005	112.3	2,993	87.0	6,300	82.8	25,661,161	99.8
5	90,676	95.5	67,532	99.3	3,504	117.1	5,600	88.9	26,317,583	102.6

(6) 生活保護基準額の推移

(2級地一1) ※標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子) (単位：円)

年度	生活扶助基準額	住宅扶助特別基準額	住宅扶助一般基準額
元	138,846	47,000	41,100
2	138,936	47,000	41,100
3	138,936	47,000	41,100
4	138,936	47,000	41,100
5	141,290	47,000	41,100

※令和元年度、令和2年度、令和5年度については10月改定後の基準額。

(7) 被保護者就労支援の状況

就労支援員による就労相談・指導、研修、職安・企業への同行訪問、就職者状況(数値は全て延べ数)

年度	被保護者への 就労相談・指導	被保護者への 研修等	職安・企業への 同行訪問	就職者状況
元	292人	124人	287人	171人
2	257人	103人	226人	137人
3	198人	80人	163人	115人
4	210人	85人	223人	116人
5	193人	86人	204人	105人

**(8) 被保護者年金調査支援の状況**

年金調査支援員による年金調査、手続き、相談の状況（数値は全て延べ数）

年度	年金調査	年金手続き	年金相談
元	9,481人	4,519人	262人
2	3,222人	493人	487人
3	2,465人	395人	547人
4	2,139人	316人	487人
5	1,815人	574人	533人

※25年6月から

**5 行旅病人及び行旅死亡人取扱**（平成8年度、市単独、487千円、保護第一課）

《事業内容》

行旅病人及び行旅死亡人取扱法第5条及び第13条に基づき、本人あるいは扶養親族者等から費用の弁償を得られない時、公共団体が費用の弁償を行う。

《取扱状況》

（単位：件、千円）

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
行旅病人	0	0	0	0	1	19	0	0	0	0
行旅死亡人	2	475	1	226	2	134	7	883	1	9

**6 生活困窮者自立支援事業**（平成27年度、国3/4 市1/4ほか、39,220千円、保護第一課）

《事業内容》

平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、この法に基づき平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が施行された。

相談窓口では、経済的な問題などでお困りの方に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、経済的、社会的な自立に向けた支援を行う。

平成28年10月17日（月）よりハローワークかごしま及びシルバー人材センターと一体となった「生活・就労支援センターかごしま」を設置し、連携したワンストップでの就労支援を行っている。

① 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給する。生活の基盤となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

② 家計改善支援事業

家計の状況をうかがいながら「今どうなっているか」「何が問題なのか」「これからどうしたらいいか」を見える状態にして、問題解決について一緒に考える。必要に応じて、支援ができる相談窓口へ同行し、解決に向けて支援する。

③ 子ども学習サポート事業

家庭の事情などにより、家庭での学習が困難な子どもの学力向上や、学習習慣の定着（自学自習）を目的とした学習会を大学生や 教員OB等の協力で実施する。

④ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「ほとんど家に引きこもっている」など、直ちに就労が困難な方に相談・就労支援を行う。

《相談件数》

(単位：件)

	3年度			4年度			5年度		
	来庁	電話	計	来庁	電話	計	来庁	電話	計
生活・就労支援センター	9,745	7,070	16,815	5,546	3,531	9,077	4,223	2,268	6,491

⑤ 若者等サポート事業

生活コーディネーターを配置し、関係機関等と連携し、相談窓口へ来られない生活困窮者等に対する訪問支援等を行う。

## 第3章 高齢者の福祉

高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、介護保険における各種サービスを提供するとともに、介護予防・生活支援対策として訪問給食の配食や福祉用具の給付、健康づくり・生きがいつくりについては、敬老パスの交付や、すこやか長寿まつり、地域ふれあい交流助成事業など、高齢者の生活全般にわたる支援体制づくり及び世代を超えて支え合う地域づくりを推進していく。

本市の高齢者等の状況と国・県との比較

区 分		平成 27 年	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年
市	総人口 (人)	599,814	593,128	589,676	587,049
	65 歳以上 (人)	145,300	158,804	162,782	164,056
	65～74 歳 (人)	73,645	80,515	81,996	79,686
	75 歳以上 (人)	71,655	78,289	80,786	84,370
	高齢化率 (%)	24.7	28.3	29.5	29.9
県	高齢化率 (%)	29.3	32.5	33.5	33.8
国	高齢化率 (%)	26.6	28.6	29.0	29.1

(注) 平成 27 年、令和 2 年は国勢調査（高齢化率は不詳補完値による。）

令和 4・5 年は県統計課「鹿児島県の推計人口」及び総務省統計局「人口推計」

令和 4・5 年の市の高齢化率は人口構成別割合（年齢不詳は含まない。）

第 9 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和 6 年 2 月策定）の推計人口より抜粋（単位：人）

区 分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 22 年
総人口	595,595	592,794	589,802	586,633	525,549
高齢者人口	170,680	172,144	173,107	173,926	177,008
65～74 歳	83,284	81,059	79,207	77,445	73,401
75 歳以上	87,396	91,085	93,900	96,481	103,607
40 歳以上 65 歳未満	196,954	196,376	195,930	194,767	163,734

(注) 各年とも 10 月 1 日現在（住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により推計したもの。）

### 1 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定した。なお、現計画は令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期計画であり、令和 6 年 2 月に策定した。

### 2 生きがいつくりと社会参加

高齢者が、長い人生を充実したものとするためには、健康の保持増進や生活の安定と併せて、高齢期においても、意欲や情熱をもち、社会の重要な担い手としての役割を果たしながら生活していくことが大切であり、高齢者の生きがいつくりや社会参加活動の促進に努めている。

**(1) 敬老バス交付事業** (昭和42年度、市単独、371,035千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者に敬老の意を表するとともに、高齢者が生きがいに満ちた日々を過ごすことができるよう本市域内の電車・バス・桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の3分の1(10円未満切り捨て)の自己負担で利用できる敬老バスを交付する。

《対象者》

本市に居住し、住民登録している70歳以上の者

《事業内容》

- ① 利用開始 70歳の誕生日の2週間前から交付(利用は誕生日から)
- ② 利用対象交通機関 市営の電車・バス、民営のいわさきコーポレーション・南国交通・JR九州のバス、桜島フェリー
- ③ 通用区間 鹿児島市域内及びあいばすの全区間

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
敬老バス交付者数	101,749	104,905	107,831	111,279	115,065

**(2) 敬老祝事業** (昭和32年度、市単独、92,265千円、長寿支援課)

《目的》

永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

《対象者》

- ① 敬老祝金 9月1日現在、本市に居住し、住民登録を有する者で、9月30日現在で満88歳の者満100歳の誕生日に本市に居住し、1年以上住民登録を有する者
- ② 長寿者祝金 9月1日現在、本市に居住し、1年以上住民登録を有する者で、満100歳を超える男女それぞれの最高齢者

《事業内容》

敬老祝金 88歳は20,000円、100歳は50,000円、男女最高齢者は100,000円

《実施状況》

- ①88歳祝金 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給者数	2,915	3,117	3,223	3,122	3,346

- ②100歳祝金及び長寿者祝金 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給者数	175	220	243	234	246

**(3) 高齢者福祉バス運行事業** (昭和60年度、市単独、35,400千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者クラブを始めとする高齢者の団体が行う施設等の見学、教養向上のための研修等のために高齢者福祉バスを運行する。

《対象者》

単位高齢者クラブの会員、60歳以上の高齢者(ゆうかり号20人以上、つわぶき号・いぬまき号10人以上)を含む団体

《事業内容》

- ① 高齢者福祉バス 3台（民間事業者に管理業務委託）
- ② 運行範囲 県内（離島を除く。）
- ③ 運行時間 9時30分～16時30分
- ④ 利用定員 ゆうかり号 45人、つわぶき号 24人、いぬまき号 27人
- ⑤ 利用日 毎日（年末年始、点検整備日を除く。）

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用団体数（団体）	664	249	318	483	683
利用者数（人）	14,612	4,140	4,965	7,810	12,930

**(4) 愛のふれあい会食事業**（平成3年度、市単独、55,344千円、長寿支援課）

《目的》

家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、生きがいつくりの促進を図るため、高齢者とボランティア等が行う会食に、調理した給食を届ける。

《対象者》

- ① 65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者
- ② 会食サービスを実施するボランティア団体

《事業内容》

- ① 実施条件
  - ア 実施回数 年12回以上
  - イ 参加人数 1団体1回当たりおおむね10人以上50人以下
- ② 利用料金 1食当たりの個人負担200円
- ③ 委託先
  - (1) 営利を目的とせず、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている社会福祉法人など
  - (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に規定する許可を受け、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている事業者で市長が適当と認めるもの

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用団体数（団体）	383	388	381	379	361
利用者数（人）	112,487	62,033	58,213	29,511	98,406

**(5) すこやか長寿まつり開催事業**（平成24年度、市単独、3,717千円、長寿支援課）

《目的》

高齢者の社会参加や生きがいつくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして、「すこやか長寿まつり」を開催する。

《5年度実施内容》

- ① 高齢者作品展 9月1日（金）～9月14日（木） サンエールかごしま
- ② ねんりんステージ 9月3日（日） サンエールかごしま
- ③ ゲートボール大会 9月20日（水） 鹿児島ふれあいスポーツランド
- ④ グラウンド・ゴルフ大会 9月27日（水）～9月28日（木） かごしま健康の森公園

(6) 福祉読本作成事業 (昭和63年度、市単独、461千円、長寿支援課)

《目的》

21世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者の現状・課題等について、正しい理解と認識を深めてもらい、福祉の心を育むため、「福祉読本」を作成する。令和5年度から、電子書籍によるタブレット配信で活用していただけるよう、主に電子データの提供に切り替えて配布している。

《実施状況》

(単位：部)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校高学年用	6,250	6,400	6,350	6,400	500

(7) すこやか入浴事業 (平成6年度、市単独、183,673千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者に対し敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいを促進するため、すこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

《対象者》

本市に居住し、住民登録している70歳以上の者

《事業内容》

- ① 公衆浴場を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスの交付(家族風呂も利用可)
- ② 利用回数 1人当たり年30回(ただし、年度中途の申請の場合は次のとおり)

申 請 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用回数(回)	30	28	25	23	20	18	15	13	10	8	5	3

- ③ 利用可能施設 県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部に加盟する公衆浴場

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交付者数(人)	109,071	112,390	115,491	118,956	122,901
利用回数(回)	576,496	490,983	512,652	516,624	539,160

(8) 高齢者すこやか温泉講座開催事業 (令和元年度、市単独、537千円、長寿支援課)

《目的》

市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに、入浴の機会を提供し、温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより、高齢者の外出を促し、生きがいをづくり・健康づくりの促進を図るとともに、高齢者同士のふれあい交流を図ることを目的とする。

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者数(人)	374	253	-	99	199
実施回数(回)	12	12	-	6	10

※令和3年度は、開催休止

(9) 地域ふれあい交流助成事業 (平成10年度、市単独、2,580千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者の生きがいを促進し、幼稚園・保育園児、小学校児童及び中学校生徒の高齢社会への理解を促すため、地域におけるふれあい交流を深める事業を実施する団体(高齢者クラブ、あいご会、町内会等)に対して事業に要する費用の助成を行う。

《事業内容》

- ① 対象団体 高齢者クラブ、あいご会、町内会等
- ② 参加人員 ・高齢者 10 人以上及び小学校児童・中学校生徒 5 人以上  
・高齢者 5 人以上及び幼稚園・保育園児（幼稚園・保育園での交流に限る）
- ③ 事業内容 スポーツ活動、創作活動、ボランティア活動等
- ④ 助成額 当初交付を受けた年度から 3 か年度までは 1 事業 4 万円以内、4 か年度以降は 3 万円以内  
(同一事業 3 回まで。幼稚園・保育園における事業は、年間 1 事業まで)

《実施状況》

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
助成団体数 (団体)	158	31	28	33	53
助成事業数 (件)	191	36	35	40	69

(10) 元気高齢者活動支援事業 (平成 13 年度、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の能力を生かし、積極的な社会参加と生きがいつくりを支援するため、専門的な知識や技術を習得した高齢者を「元気高齢者」として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。

《事業内容》

- ① 元気高齢者の登録及び紹介
- ② 元気高齢者の資質向上を図る研修会の開催

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
登録者数	54	53	52	47	48

(11) 高齢者の元気応援協賛店登録事業 (平成 30 年度、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の生きがいつくり・健康づくりを推進するとともに、高齢者を応援する社会の機運を高めるため、本市に居住する 70 歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を、市が協賛店として登録し、支援する。

《実施状況》

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
協賛店登録数 (店舗)	55	55	55	51	50

(12) 高齢者生きがい支援パンフレット作成事業 (令和 2 年度、市単独、1,602 千円、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを隔年で作成し、各施策のさらなる利用促進を図る。

《実施状況》

(単位：部)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
作成部数	48,000	42,000	35,000	—

※令和 4 年度以降は隔年作成

### 3 在宅福祉の充実

高齢化の進展に伴い、寝たきり高齢者など介護を必要とする高齢者は、今後ますます増加することが見込まれている。

今や介護問題は、老後生活における最大の不安要因となっており、本市では高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、各種施策を推進している。

#### (1) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業 (平成12年度、市単独、8,284千円、長寿支援課)

《目的》

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

《給付品目》

- ① 手押し車 : 下肢の不自由な65歳以上の高齢者
- ② 電磁調理器 : 認知症の症状等があり防火の配慮が必要な独居の65歳以上の高齢者等
- ③ 吸引器 : 要介護3以上と認定され、機器を必要とする65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位: 件)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手押し車	700	744	585	664	702
電磁調理器	42	50	40	35	40
吸引器	94	90	79	85	110

#### (2) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業 (昭和52年度、市単独、3,028千円、長寿支援課)

《目的》

寝たきりとなっている高齢者の寝具の洗濯・乾燥・殺菌消毒を行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《実施回数》

1人年3回(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月から翌年3月までの申請者は年1回)

《対象者》

在宅の要介護3以上の65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位: 人)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数	580	603	703	756	772

#### (3) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業 (平成6年度、市単独、9,000千円、長寿支援課)

《目的》

寝たきりとなっている高齢者の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《実施回数》

1人年3回(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月から翌年3月までの申請者は年1回)

《対象者》

在宅の要介護3以上の65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数	1,399	1,475	1,740	2,223	2,675

(4) 老人介護手当支給事業 (昭和61年度、市単独、164,582千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護している者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

《対象者》

本市に1年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で6月以上介護している者

① 寝たきり高齢者

65歳以上の者で、在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が6月以上続いている要介護3以上の者

② 重度認知症高齢者

65歳以上の者で、認知症症状により在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が6月以上続いている要介護3以上の者

①、②ともに本市に1年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が31日を超えないこと。

《資格認定日》

毎年度8月1日及び2月1日

《支給額》

1人年額90,000円(ただし、国の特別障害者手当、又は経過的福祉手当を受給している者の介護者は年額45,000円)

《支給状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
寝たきり高齢者数	1,373	1,479	1,489	1,366	1,366
重度認知症高齢者数	262	247	266	358	314
手 当 受 給 者 数	151	122	132	144	143
計	1,786	1,848	1,887	1,868	1,823

(5) 家族介護慰労金支給事業 (平成13年度、国38.5% 県19.25% 市19.25%

介護保険料23%、1,100千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給することにより、介護者を慰労することを目的とする。

《支給対象》

1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中に介護保険のサービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く。)を利用しなかった65歳以上の在宅の高齢者を介護している者(高齢者及び介護者ともに本市に住所を有し、住民税非課税世帯であること。入院期間は93日以内までは可。)

《支給額》 1人年額100,000円

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	10	13	9	8	5

**(6) 高齢者福祉相談員設置事業** (昭和47年度、市単独、7,019千円、長寿支援課)

《目 的》

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。

《相談員数》 2人

《実施状況》

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・安否確認等件数	24,060	23,698	23,143	23,666	23,741

**(7) 紙おむつ等助成事業** (平成12年度、市単独、460,655千円、長寿支援課)

《目 的》

紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成し、福祉及び衛生の向上と経済的負担の軽減を図る。

《対象者》

紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯の者（生活保護受給者は除く。）

《在 宅》

要介護4・5 年額10万円相当の紙おむつ等の現物を支給

要介護3以下 年額5万円相当の紙おむつ等の現物を支給

《入 院》

月額4千円以内の現金助成（ただし、介護療養型医療施設の入院は除く。）

《実施状況》

年 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
認定者数 (人)	在 宅	(要介護4・5)	1,885	2,032	2,110	2,199	2,065
		(要介護3以下)	6,325	6,463	6,666	6,902	6,906
	入 院	3,153	3,031	3,042	3,107	2,709	

**(8) 心をつなぐともしびグループ活動推進事業** (平成5年度、国25.3% 県12.5% 市12.5%

支払基27% 介護保険料22.7%、837千円、長寿支援課)

《目 的》

地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、ひとり暮らし高齢者等への声かけや福祉ニーズの掘り起こし等のボランティア活動を行い、地域で支え合う地域福祉を推進する。

《活動内容》

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を対象に声かけ、福祉ニーズの掘り起こし、在宅福祉に関する情報提供を行う。

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
グループ数	133	127	117	118	111
構成人員(人)	688	669	607	620	645
対象高齢者(人)	1,391	1,355	1,254	1,241	1,146

**(9) 高齢者福祉電話設置事業** (昭和 50 年度、市単独、1,702 千円、長寿支援課)

《目的》

ひとり暮らし高齢者等の家庭に福祉電話を設置し、近隣や親族との交信により孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行う。

《対象者》

住民税非課税世帯のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、定期的な安否確認の必要な者

※現に電話が設置されていないこと。

《費用負担》

通話料、移転料、修繕料及び休止工事費

《実施状況》 (令和 5 年度末稼働数 76 台) (単位：台)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
設置台数	18	13	12	20	24

**(10) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業** (平成 25 年度、市単独、93,222 千円、長寿支援課)

《目的》

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう支援する。固定電話を所有していない生活保護世帯、市町村民税非課税世帯が緊急通報装置を設置する場合に、固定電話回線を貸与する。

《対象者》

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯
- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯で同居する一人が重度の要介護状態にある世帯
- ③ 80 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

《事業内容》

急病などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通報により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う。

《費用負担》

- ① 生活保護受給世帯、市町村民税の所得割が課税されている者がいない世帯 無料
- ② 市町村民税の所得割が課税されている者がいる世帯 月額 1,000 円又は月額 800 円

《実施状況》 (単位：台)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
稼働台数	1,400	1,420	1,463	1,470	1,468

**(11) 心をつなぐ訪問給食事業** (平成 5 年度、市単独、281,364 千円、長寿支援課)

《目的》

援護を要するひとり暮らし高齢者等に、計画的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。

《対象者》

安否確認を必要とする次の者

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、食生活の手助けを必要とする者
- ② 65 歳以上の高齢者だけの世帯で、世帯員全員が要介護又は要支援の世帯の者
- ③ 要介護 3～5 の認定を受けた者のいる 65 歳以上の高齢者だけの世帯で、要介護又は要支援の者

《事業内容》

① 配 食 回 数

昼食については、要支援2及び要介護1～5の者は週6回以内、その他の者は週3回以内。  
 (夕食については、原則として昼食・夕食ともに週6回の配食を必要とする者に限る。)

② 利 用 料 金 昼食・夕食ともに1食あたりの個人負担400円(市負担490円)

(ただし、住民税非課税世帯の者、生活保護受給者については1食あたりの個人負担200円(市負担690円))

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	2,110	2,086	2,131	2,160	2,240
配 食 数(食) 昼	318,918	316,720	329,171	330,358	339,761
〃 夕	80,883	81,504	84,435	84,171	89,387
協力グループ数 ※	1	0	0	0	0

※高齢者宅に施設からの給食を提供するボランティアグループの数

(12) 家族介護講習会等開催事業 (平成8年度、国38.4% 県19.3% 市19.3%)

介護保険料23.0%、1,157千円、長寿支援課)

《目 的》

家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。

《事業内容》

① 講習会 介護技術入門など5時間の講習会を年2回開催(定員各30人)

② 交流会 定員40人、参加料500円

内容：施設の見学、意見交換会等

※要介護高齢者には、介護サービス(短期入所、訪問介護等)を無料で提供

《参加者数》

① 講習会 1日コースを年2回開催。

② 交流会 日帰りコースのみ開催。

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講習会(人)	44	41	32	22	28
交流会(人)	38	14	17	10	14

(13) 高齢者住宅改造費助成事業 (平成9年度、市単独、33,498千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の高齢者等がいる世帯に対し、住宅改造(新築・増改築は対象外)に必要な経費を助成することにより、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

《対象者》

介護認定で要支援以上と認定された高齢者又はその同居者で、居住環境を改善しようとする者

《事業内容》

助成額 対象経費の1/2(上限50万円)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数(件)	111	89	94	93	96
金額(千円)	53,453	41,069	44,661	43,552	41,485

**(14) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業**（平成8年度、市単独、2,354千円、長寿支援課）

《目的》

寝たきり高齢者等の歯科診療を推進するため、歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な携帯用診療セットなどの機材等購入費及び運営費を補助する。

《実施状況》（単位：件）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申込件数	210	184	199	190	196

**(15) 成年後見制度利用促進事業**（平成30年度、国一部626千円、31,686千円、認知症支援室）

《目的》

認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターの運営等を行う。

《実施状況》（単位：件）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	533	690	817	842	970

**(16) 高齢者短期入所事業**（平成12年度、市単独、206千円、認知症支援室）

《目的》

被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を、一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

《対象者》

介護認定を受けていない原則65歳以上の者

《入所期間》

原則として7日以内

《利用者負担》

施設利用料の1割、食費など

《実施状況》（単位：日）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用日数	8	8	0	19	0

**(17) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業**（平成20年度、市単独、231千円、認知症支援室）

《目的》

地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携強化を図る。

**(18) 高齢者見守り支援事業**（平成14年度、国38.5% 県19.25% 市19.25% 介護保険料23%、100千円、認知症支援室）

《目的》

在宅の認知症高齢者やその疑いがある人が行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス（GPS等）の活用を支援することで、家族が安心して介護できる環境を整備する。

《対象者》

行方不明になる恐れのある概ね65歳以上の認知症高齢者等を同居又は準ずる状態で介護している家族等

《補助額》

位置情報サービス（GPS、PHS等）の利用に必要な初期登録費用、機器購入費等（限度額：10,000円）

《実施状況》

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申請件数	0	2	0	4	9

## 4 地域活動の促進

### (1) 老人クラブ補助金交付事業 (昭和37年度、国1/3 市2/3、30,262千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し助成する。

《事業内容》

#### ① 単位高齢者クラブ

- ア 育成事業補助金 会員 50人未満 年額 56,400円  
 会員 50～100人未満 年額 66,000円  
 会員 100人以上 年額 78,000円  
 ※新規設立クラブは、1クラブ当たり10,000円を加算

#### ② 市高齢者クラブ連合会

- ア 助成事業補助金 会員 1人当たり80円、市高連補助 216,000円  
 イ 育成事業補助金 高齢者クラブ数×1,000円×活動月数  
 ウ 事務局運営助成 年額 1,000,000円  
 エ 市老人スポーツ大会事業補助金 年額 350,000円  
 オ 単位老人クラブ幹部育成事業補助金 年額 500,000円  
 カ 単位老人クラブ新人役員研修事業補助金 年額 100,000円  
 キ 老人クラブ地区交流研修会事業補助金 年額 25,000円×地区数  
 ク 老人福祉演芸大会等事業補助金 年額 400,000円  
 ケ 老人クラブ組織強化事業補助金 活動推進員の活動に要する経費

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
単位老人クラブ助成 (円)	20,058,200	19,465,600	19,546,600	19,459,200	19,168,400
老人クラブ連合会助成 (円)	7,884,961	7,778,240	7,806,160	7,853,520	7,770,800
単位老人クラブ数 (クラブ)	320	313	315	317	316
老人クラブ会員数 (人)	17,079	16,577	15,934	15,419	15,160

### (2) 高齢者ゲートボール場等管理事業

(ゲートボール場：昭和48年度、レジャー農園：昭和47年度、グラウンド・ゴルフ場：平成2年度、市単独、1,263千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者の健康と仲間づくり、地域社会への連帯意識の高揚を図るため、ゲートボール場、レジャー農園、グラウンド・ゴルフ場を管理する。

《対象》

高齢者クラブ

《管理状況》

・ゲートボール場 (単位：か所)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市 有 地	6	5	4	4	4
民 有 地	18	14	11	10	10
計	24	19	15	14	14

・レジャー農園 (単位：か所)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市 有 地	7	6	6	6	6
民 有 地	5	5	5	5	5
計	12	11	11	11	11

・グラウンド・ゴルフ場 (単位：か所)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市 有 地	1	1	1	1	1
民 有 地	8	8	8	8	8
国 有 地	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10

## 5 福祉施設の充実

(1) 老人ホームへの入所措置 (昭和25年度、市単独、257,807千円、長寿あんしん課)

《目 的》

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

《措置状況》 (令和6年4月1日現在) (単位：人)

市 内			市外施設	計
施設名	定員	措置人員	措置人員	
吉田寿康園	60	49	29	99
きれいの丘	50	21		
計	110	70	29	

(2) 軽費老人ホーム谷山荘 (昭和51年5月、市単独、20,252千円、谷山福祉課)

《目 的》

低額な料金で高齢者に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与する。

《対象者》

- ① 本市に住所がある60歳以上の者
- ② 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者
- ③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者
- ④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者
- ⑤ 所得税を課せられていない者

※利用許可を受けた者とともホームを利用しようとする配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により

ホームを利用させることが必要と認められる者については、①④に該当しなくても利用できる。

《定員》 ①1人用居室 30人 ②2人用居室 8人 計38人

《使用料》

- ① 1人用居室 月額 11,000 円
- ② 2人用居室 月額 15,400 円

《利用状況》※年度末時点

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1人用居室	29	29	24	23	24
2人用居室	—	—	—	—	—
計	29	29	24	23	24

**(3) 高齢者福祉センター等管理運営事業**

(与次郎：平成8年4月 東桜島：平成9年4月 谷山：平成12年12月 桜島：昭和56年9月  
郡山：昭和59年4月 吉野：平成19年10月 伊敷：平成29年4月 老人憩の家：昭和49年4月  
石坂の里：平成14年3月、市単独、378,999千円、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する高齢者福祉センター、老人憩の家、石坂の里の管理を指定管理者に行わせる。

《事業内容》

高齢者の健康増進、教養の向上及び生きがいづくりの促進のため、センター等を運営し、生活相談や健康相談に応じるほか、教養講座等を実施する。

《設置箇所》

- ① 高齢者福祉センター与次郎 (与次郎一丁目10番6号)
- ② 高齢者福祉センター東桜島 (東桜島町720番地)
- ③ 高齢者福祉センター谷山 (西谷山一丁目1番7号)
- ④ 高齢者福祉センター桜島 (桜島横山町1722番地17)
- ⑤ 高齢者福祉センター郡山 (郡山町176番地)
- ⑥ 高齢者福祉センター吉野 (吉野町3275番地3)
- ⑦ 高齢者福祉センター伊敷 (下伊敷一丁目10番3号)
- ⑧ 喜入老人憩の家 (喜入中名町1000番地22)
- ⑨ すこやかランド石坂の里 (石谷町1317番地)

(4) 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度、32,904千円、長寿あんしん課）

《目的》

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的かつ質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

《実施状況》

施設種類	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別養護老人ホーム		にじの郷たにやま 武岡ピュアハウス シルクロード七福 神	オアシスケア清水	—	—	うすきの里 谷山緑地苑
		3施設	1施設	—	—	2施設
認知症高齢者 グループホーム		グループホーム草 牟田 グループホーム楽 福籠 グループホームふ きのとう	グループホーム 旭ヶ丘園	—	グループホームオ アシスケア草牟田 ふあんふあんテラ ス七福神	グループホームオ アシスケア吉野台
		4施設	1施設	—	2施設	1施設
小規模多機能 型居宅介護事 業所		小規模多機能ホー ム 心の家	—	—	—	—
		1施設	—	—	—	—
看護小規模多 機能型居宅介 護事業所		—	看護小規模多機能 ホーム 和心	—	—	—
		—	1施設	—	—	—
介護医療院		富永内科介護医療 院	—	—	—	—
		1施設	—	—	—	—
計		9施設	3施設	—	2施設	3施設

※ この他、令和元年度は、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）、認知症高齢者グループホーム（2施設）、小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）、介護医療院（1施設）、特別養護老人ホーム（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、認知症高齢者グループホーム（4施設）、小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）の屋上防水及び外壁改修工事の補助、軽費老人ホーム（1施設）、有料老人ホーム（2施設）のブロック塀等改修工事の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム3施設、小規模多機能型居宅介護事業所2施設、介護医療院1施設）を実施。

2年度は、認知症高齢者グループホーム（1施設）の屋根及び外壁改修工事の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の給水設備整備の補助、地域密着型通所介護事業所（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）のブロック塀等改修整備の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム1施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所2施設）を実施。

3年度は、有料老人ホーム（2施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、特別養護老人ホーム（4施設）の非常用自家発電設備整備の補助、通所介護事業所（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（2施設）のブロック塀等改修工事の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の多床室の個室化に

要する改修工事の補助、施設開設準備経費に対する補助（看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設）を実施。

4年度は、有料老人ホーム（1施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）の屋上防水及び外壁改修工事の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の給水設備整備の補助、サービス付き高齢者向け住宅（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（2施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム3施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1施設）を実施。

5年度は、特別養護老人ホーム（3施設）の非常用自家発電設備整備の補助、認知症高齢者グループホーム（3施設）、小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（2施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム6施設、小規模な介護付きホーム2施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所2施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所2施設）を実施。

#### **(5) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業**（令和5年度、市単独、2,178千円、長寿あんしん課）

《目的》

災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する高齢者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

《事業内容》

- ① 避難確保計画の精査及び検証
- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 避難の実効性を高めるための助言及び支援

#### **6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業**（令和3年度、広域連合10/10、2,410千円、長寿あんしん課）

《目的》

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握や支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。

《事業内容》

- ① KDB等のデータを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握
- ② 医療関係団体等との連絡調整、協議会の開催

## 第4章 障害者の福祉

障害の重度化や高齢化、療育に関する認識の高まりなど、障害者のニーズは多様化しており、また、家族等への支援も重要となっている。また、障害に対するさらなる理解の促進に向けた啓発を行いながら、障害者の生活を制約している社会的障壁を取り除く必要がある。このような現状と課題を踏まえながら、障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の支援を行う。

《身体障害者手帳所持者数》

(令和6年3月31日現在)

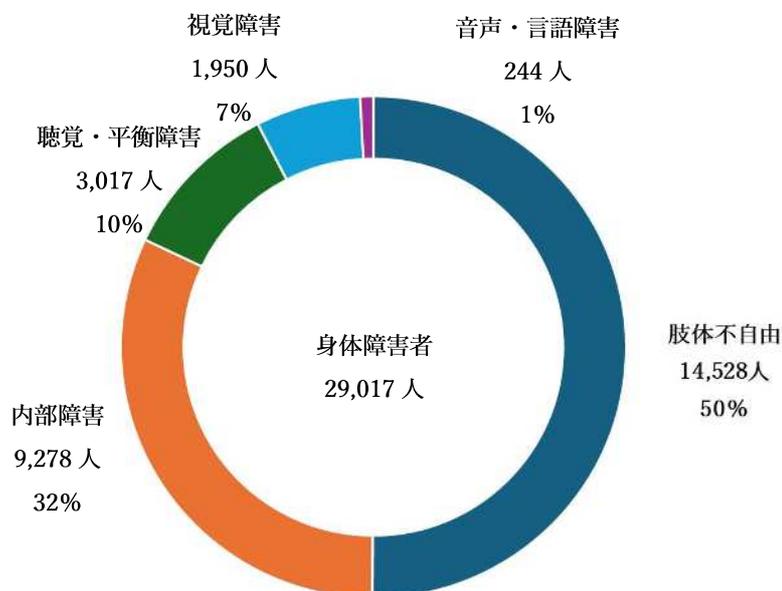
(単位：人)

障害別 級別	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡 障害	音声・言語 障害	内部障害	合計
1 級	3,486(176)	730(5)	135(1)	6(0)	5,233(64)	9,590 (246)
2 級	3,585(81)	706(2)	618(43)	14(0)	146(0)	5,069 (126)
3 級	2,244(40)	102(1)	326(7)	137(0)	1,540(31)	4,349 (79)
4 級	3,209(13)	119(4)	811(9)	87(3)	2,359(9)	6,585 (38)
5 級	1,270(6)	216(2)	9(0)	0(0)	0(0)	1,495 (8)
6 級	734(4)	77(0)	1,118(19)	0(0)	0(0)	1,929 (23)
合計	14,528(320)	1,950(14)	3,017(79)	244(3)	9,278(104)	29,017 (520)

※ ( ) 内は18歳未満再掲

※ 2つ以上の障害がある場合は、主たる障害で、合計指数に応じた等級により計上

《身体障害者手帳所持者の障害別構成割合》



知的障害者（児）に一貫した指導助言を行うとともに、各種の支援制度を受けやすくするため療育手帳を県が交付している。

《療育手帳所持者数》

(令和6年3月31日現在)

(単位：人)

A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	A	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	B	計
1,483(202)	1,182(253)	9(0)	1,704(337)	2,430(968)	9(0)	6,817(1,760)

※ ( ) 内は18歳未満再掲

## 1 障害者福祉施策に関する第五次障害者計画の推進

障害者を取り巻く環境は大きく変化してきており、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、様々な制度の見直しが図られている。

こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、「第五次鹿児島市障害者計画」（令和5～9年度）に基づき、障害者の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進する。

### (1) 障害者施策推進協議会（平成6年6月、市単独、70千円、障害福祉課）

《目的》 関係行政機関相互の連絡を図り、障害者施策を推進する。

《委員の構成》 学識経験者7人、各行政機関関係者5人、計12人

### (2) 障害福祉計画等の策定・管理（平成18年度、市単独、1,263千円、障害福祉課）

障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度）を推進し進行管理を行う。

《概要》

#### ① 第五次鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す

ウ 計画期間：令和5～9年度

#### ② 鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画

ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

「第五次鹿児島市障害者計画」の数値目標や提供方法を定める実施計画と位置付ける。

イ 内容：障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：令和6～8年度

### (3) 障害者自立支援協議会（平成20年度、障害福祉課）

《目的》

① 鹿児島市障害者相談支援事業の適切な実施及び関係機関との連携強化等を推進する。

② 鹿児島市障害者計画及び鹿児島市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び進行管理を行うにあたり、学識経験者等の意見を反映させるために協議する。

《委員の構成》 学識経験者等26人、行政機関関係者4人、計30人

## 2 障害者の社会参加

### (1) 身体障害者手帳交付事業（平成8年度、市単独、2,483千円、障害福祉課）

《目的》

補装具費、更生医療費の支給、身体障害者施設の入所等身体障害者福祉法や、障害者総合支援法上の各種の援助を受ける場合をはじめとして、税の控除、旅客鉄道運賃の割引等各種の制度を活用するため、身体障害者であることの証票として身体障害者手帳を交付する。

《事業内容》

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害があるため、日常生活に著しく支障のある者に対し、身体障害者手帳を交付する。

《身体障害者手帳交付状況》

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交付件数	3,524	2,884	3,705	3,453	3,219

- (2) **友愛パス交付事業** (身障 昭和46年10月、市単独、障害福祉課)  
 (原爆 平成元年4月、市単独、障害福祉課)  
 (知障 平成3年4月、市単独、障害福祉課)  
 (精障 平成10年4月、市単独、障害福祉課) (合計 364,689 千円)

《目 的》

障害者(児)が、市電、バス等を利用する場合に、無料で利用できるパスカードを交付することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

《対象者》

6歳以上の障害者で、次の者

- ① 1級から4級までの身体障害者手帳の所持者(ただし、4級の身体障害者手帳の所持者にあつては、65歳以上の者に限る。)
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 原爆被爆者援護法に基づく原爆被爆者諸手当の受給者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

《事業内容》

鹿児島市域の市電・市バス・民営バス・桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。

《交付状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障害者	9,805	9,760	9,672	9,569	9,570
原爆被爆者	105	101	95	90	84
知的障害者	3,380	3,483	3,636	3,758	3,979
精神障害者	5,481	5,775	6,124	6,461	6,868
計	18,771	19,119	19,527	19,878	20,501

- (3) **友愛タクシー券交付事業** (身障 平成4年7月、市単独、障害福祉課)  
 (知障 平成4年7月、市単独、障害福祉課)  
 (精障 平成10年4月、市単独、障害福祉課) (合計 72,241 千円)

《目 的》

重度障害者(児)が、タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を補助することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

《対象者》

重度障害者(敬老又は友愛パスの交付を受けている者を除く)で、次の者

- ① 身体障害者手帳の所持者で、障害の程度が視覚障害1～2級、内部障害1級、体幹機能障害1～3級又は下肢機能障害1～4級(ただし、4級は65歳以上)の者
- ② 療育手帳の所持者で、障害の程度がA<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>又はAの者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の者

《事業内容》

タクシー券(200円券)を年間70枚交付する。(ただし、年度の途中において交付する場合は、申請のあった月に応じた枚数を交付する。)

《交付状況》

年 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交付者数 (人)	身体障害者	9,184	9,177	8,994	8,756	8,608
	知的障害者	704	711	711	688	685
	精神障害者	49	66	69	59	66
	計	9,937	9,954	9,774	9,503	9,359

(4) 福祉有償運送 (平成18年4月、障害福祉課)

《目的》

単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な者に対し、通院・通所等において個別輸送サービスを行い、移動困難者の安全や利便性の確保を図り、福祉の増進に資する。

《対象者》

事業所への事前登録をし、次のいずれかに該当する者

- ① 視覚障害1級及び2級の者、下肢障害1～4級の者（ただし、4級は65歳以上の者）、体幹機能障害1～3級の者、内部障害1級の者
- ② 要介護1以上の者
- ③ 療育手帳A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>及びAの者、精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ④ 視覚障害者を対象とした「同行援護」又は知的障害者や精神障害者を対象とした「行動援護」に係る介護給付費の支給決定を受けている者

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録事業者数	12	12	13	13	12
登録会員数(人)	780	665	662	585	576
総運行回数(回)	8,407	7,623	7,388	7,239	7,654

(5) ろうあ者福祉相談員設置事業 (昭和43年10月、市単独、3,401千円、障害福祉課)

《目的》 重度聴覚障害者の相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その自立と社会参加の促進を図る。

《相談員》 1人

《事業内容》 重度聴覚障害者の各種行政手続や生活相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

《実施状況》

(単位：件)

年度	障害福祉関係	職 業	医 療 保 健	生 活 全 般	そ の 他	計
元	13	12	96	171	592	884
2	137	14	119	193	444	907
3	141	21	73	136	426	797
4	148	18	81	86	603	936
5	136	16	79	102	525	858

※「手帳補装具」から「障害福祉関係」へ項目の変更(令和2年度～)

(6) 相談等業務委託事業 (平成8年度、市単独、1,201千円、障害福祉課)

《目的》

身体障害者、知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に対する協力や地域活動を通じ、障害者福祉の増進を図る。

《業務内容》

① 身体障害者相談業務

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し、次のような業務を委託して行う。

- ア 身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図る。
- イ 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
- ウ 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
- エ 身体に障害のある者に対する国民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図り援護思想の普及に努める。
- オ ア～エに付帯する業務を行う。

② 知的障害者相談業務

知的障害者の保護者である者のうちから適当と思われる者に対し、次のような業務を委託して行う。

- ア 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。
- イ 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡する。
- ウ 知的障害者に対する援護思想の普及に努める。

《相談員数》 身体障害者相談員 40人 知的障害者相談員 9人

《相談件数》

①身体障害者相談件数 (単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件 数	3,498	2,883	1,982	1,520	1,553

②知的障害者相談件数 (単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件 数	606	448	390	188	219

(7) ナイスハート支援事業 (平成24年度、市単独、200千円、障害福祉課)

《目 的》

障害者施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

《事業内容》

障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

- ① 助成先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体
- ② 広報内容 生産物(木工品、パン、菓子等)やレストラン等の案内
- ③ 広報方法 ホームページ等

(8) 補装具費支給事業 (昭和25年度、国1/2 県1/4 市1/4、158,906千円、障害福祉課)

《目 的》

身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を代替・補完し、かつ長期間にわたり継続して使用する補装具を購入・修理するための費用を支給し、身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図る。

《対象者》 身体障害者手帳所持者及び難病患者等

《実施状況》

(単位：件)

補装具	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	交付	修理								
盲人安全杖	68	1	67	0	35	0	72	0	66	0
歩行補助つえ	17	1	11	4	17	2	13	2	10	0

義眼	9	0	0	0	0	0	1	0	3	0
眼鏡	54	2	40	2	50	0	73	3	54	2
補聴器	329	206	315	190	371	180	313	184	326	186
義手	3	5	4	1	6	1	4	2	3	2
義足	27	37	15	21	17	39	13	25	10	29
装具	227	39	267	46	191	25	192	39	237	30
車いす	143	143	134	165	108	119	78	164	96	123
歩行器	13	0	13	2	9	2	14	1	13	3
電動車いす	12	80	13	83	8	83	6	63	13	60
その他	119	36	139	65	121	45	125	44	113	62
合計	1,021	550	1,018	579	933	496	904	527	944	497

《本市独自の軽減措置》

対象者 補装具の交付・修理を受ける障害児

軽減内容 障害児の補装具費の支給に際し、利用者負担額の2分の1を助成する。

(9) 難聴児補聴器購入助成事業 (平成25年度、県1/2 市1/2、1,452千円、障害福祉課)

《目的》

補聴器の装用による言語の習得、コミュニケーション能力の発達及び教育上必要な聴力の確保を図る。

《事業内容》

18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に要する費用の一部を助成する。

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給件数(件)	25	39	51	47	59
支給金額(円)	930,965	1,652,876	1,224,017	1,125,264	2,226,611

(10) 日常生活用具給付事業 (昭和47年度、国1/2 県1/4 市1/4、137,901千円、障害福祉課)

《目的》

在宅の重度障害者等が日常生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資する。

《対象者》

重度障害者等(用具により対象者は異なる。)

《実施状況》

(単位：件)

区 分	年 度					区 分	年 度				
	元	2	3	4	5		元	2	3	4	5
便器	1	1	2	1	2	視覚障害者用拡大読書器	54	35	31	47	38
便器(手摺付)	0	1	0	0	0	聴覚障害者用屋内信号装置	15	14	13	7	3
特殊便器	8	9	2	2	4	聴覚障害者用通信装置	22	12	13	13	12
特殊マット	8	5	2	10	6	聴覚障害者用情報受信装置	3	0	2	1	0
特殊寝台	30	29	21	24	18	火災警報機	5	1	6	4	3
特殊尿器	1	0	0	0	0	透析液加温器	21	10	15	11	11
入浴担架	1	3	0	0	1	酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0	0
体位変換器	9	9	2	13	4	ネブライザー	19	15	14	9	11

ホータブ録音機 (盲人用テープレコーダー)	35	31	30	25	11	携帯用会話補助装置	2	1	4	6	4	
視覚障害者用時計	音声式	16	18	25	36	27	入浴補助用具	39	42	34	27	30
	解読式	9	8	2	0	4	エアークッション	12	12	2	10	4
点字ディスプレイ	4	5	1	5	6	移動用リフト	1	4	9	2	3	
点字タイプライター	1	2	1	0	0	移動・移乗支援用具	23	22	20	16	18	
電磁調理器	8	14	7	8	7	電気式たん吸引器	75	80	79	92	76	
視覚障害者用体温計	25	22	27	22	21	発電機・バッテリー	4	15	7	11	11	
情報・通信支援用具		20	21	19	19	15	歩行時間延長信号機	0	1	0	0	0
							小型送信機	0	1	0	0	0
点字器	4	1	1	3	4	活字文書読み上げ装置	0	1	1	0	18	
訓練用いす	0	0	0	0	0	居宅生活動作補助用具	12	10	11	13	11	
頭部保護帽	20	14	16	19	19	歩行補助杖	12	12	9	2	9	
音声 IC タブレコーダー	6	3	7	9	4	人工喉頭	6	10	9	6	5	
点字図書	2	2	8	7	1	ストマ装具	10,049	10,291	10,392	10,316	10,373	
視覚障害者用体重計	17	15	17	13	17	紙おむつ	1,618	1,614	1,722	1,678	1,759	
自動消火器	0	1	0	1	0	収尿器	0	0	0	0	0	
人工内耳用電池	64	68	147	125	109	洗腸器具	2	1	3	1	1	
パルスオキシメーター	2	3	1	2	0	人工内耳用体外機	0	0	0	0	0	
人工鼻	42	62	—	—	—	計	12,327	12,550	12,734	12,616	12,680	

(11)-1 障害者社会参加促進事業（身体障害）（国1/2 県1/4 市1/4、一部市単独、障害福祉課）

《目的》

共生社会の理念の実現にむけて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加を図る。

《事業内容及び実施状況》

① 手話奉仕員等養成事業

ア 手話奉仕員養成講座（入門・基礎）の実施（昭和57年度、4,964千円）

イ 手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ）の実施（平成4年度、2,484千円）

（単位：人）

講座の種類	年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		受講者数	修了者数								
奉仕員養成	入門	122	89	74	53	115	88	102	73	107	77
	基礎	124	100	78	60	67	62	97	80	67	47
通訳者養成	通訳Ⅰ	36	25	28	27	29	26	23	21	30	29
	通訳Ⅱ	21	18	27	25	20	18	31	27	15	14
	通訳Ⅲ	27	25	23	18	25	24	19	19	16	16

※ 平成11年度までは市独自のテキスト、平成12年度からは厚生労働省のカリキュラムに準じたテキストにより実施。

※ 令和元年度はスケジュールの変更による開催回数が増。

② 手話通訳者設置事業 (昭和53年度、22,377千円)

手話通訳者を本庁及び各支所に設置。

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身障福祉	638	651	757	857	862
職 業	116	129	102	81	93
医療保健	465	444	711	509	472
生活全般	605	680	554	575	292
その他	888	981	746	1,121	1,088
合 計	2,712	2,885	2,870	3,143	2,807

③ 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成 (平成10年度、1,000千円)

身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成  
(助成額) 対象経費の2/3 (限度額10万円)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成者数(人)	6	7	7	8	6

イ 自動車改造費助成 (昭和53年度、2,040千円)

身体障害者が自ら使用する自動車改造に要する経費を助成  
(助成額) 実費相当額 (限度額10万円)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成台数(台)	14	18	17	16	15

④ スポーツ大会開催事業 (949千円)

市身体障害者体育大会の開催

《実施状況》

令和5年12月9日(土)・10日(日) 参加者数 238人

⑤ 身体障害者1日レクリエーションの開催 (2,226千円)

《実施状況》

令和5年11月1日(水) 参加者数 97人

令和5年11月12日(日) 参加者数 212人

令和5年11月26日(日) 参加者数 70人

⑥ 手話通訳者等派遣事業 (平成14年度、16,232千円)

《目 的》

聴覚障害者等の要請に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

《対象者》 聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害のある者

《費用負担》

ア 聴覚障害者個人からの要請にかかる謝金等は原則として市が負担

イ 団体等からの要請にかかる謝金等は要請者負担

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
個人	手話	2,585	2,822	2,653	2,752	2,620
	要約	163	82	88	74	41

団体	手話	777	858	825	556	493
	要約	332	202	218	311	347
合計	手話	3,362	3,680	3,478	3,308	3,113
	要約	495	284	306	385	388

⑦ 要約筆記者養成事業（平成26年度、853千円）

《事業内容》

要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の福祉の向上を図る。

※厚生労働省の定めるカリキュラムによる養成講座を実施。

⑧ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成26年度、5,056千円）

《事業内容》

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し、申請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

⑨ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（令和6年度、740千円）

《事業内容》

盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者の社会参加の促進を図る。

※厚生労働省の定めるカリキュラム等による養成講座を実施。

⑩ 手話通訳者確保推進事業（令和6年度、710千円）

《事業内容》

本市の手話通訳者を確保するため、手話通訳者全国統一模試対策に特化した講座を実施する。

(11)-2 障害者社会参加促進事業（知的障害）（国1/2 県1/4 市1/4、一部市単独、障害福祉課）

《目的》

在宅の知的障害者の社会的な生活能力の向上を図るとともに、その自主的な社会活動を育成し、支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図る。

《事業内容》

① レクリエーション教室開催事業（461千円）

② ボランティア活動参加促進事業（地域の清掃、空き缶集め、草取り）（218千円）

③ スポーツ大会開催事業（ふれあいスポーツ大会）（346千円）

《実施状況》

（単位：人）

事業名	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
レクリエーション教室		1,152	253	134	329	227
ボランティア活動参加促進		299	170	304	274	32
ふれあいスポーツ大会		-	-	-	-	581

※令和元年度ふれあいスポーツ大会は、台風接近のため中止

※令和2年度から4年度のふれあいスポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(12) 手話言語・障害者コミュニケーション条例推進事業（令和6年度、市単独、2,682千円、障害福祉課）

《目的》

障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指す。

《事業内容》

手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、その周知やそれぞれの促進を図る取組を行う。

**(13) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業** (平成8年度、市単独、378千円、障害福祉課)

《目的》

重度身体障害者で、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ低所得者に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし、自立を促進する。

《対象者》

下記のいずれにも該当する者

- ① 下肢又は体幹機能障害により身障手帳1級又は2級の所持者
- ② 自動車を所有し、自分で運転できる者
- ③ 市町村民税が非課税の者
- ④ 生活保護を受けていない者

《事業内容》

- ① ガソリン使用車 1L当たり40円(年間助成限度量 180L)
- ② 軽油使用車 1L当たり18円(年間助成限度量 180L)

《実施状況》 (単位:件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成件数	65	61	55	54	51

**(14) ゆうあい福祉バス運行事業** (平成9年度、国1/2 県1/4 市1/4、6,947千円、障害福祉課)

《目的》

障害者団体等からの要請に応じて、リフト付バスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ・レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

《対象者》 市内の障害者団体等

《事業内容》

- ① リフト付バス 1台
- ② 運行範囲 鹿児島県内(離島を除く)
- ③ 利用日及び時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日 午前9時30分から午後4時30分
- ④ 定 員 24人

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用団体(団体)	163	65	95	129	159
延利用人員(人)	5,816	2,166	3,264	4,984	5,510
運行距離(km)	15,905	6,624	10,001	13,764	17,349

**(15) 福祉用具貸与事業** (平成3年度、市単独、障害福祉課)

《目的》

社会生活上福祉用具を必要とする者に対して、福祉用具を貸与することにより、障害者の社会参加と福祉の増進に寄与する。

《対象者》

原則として本市に居住する者で下記に該当する者

- ・車いす 医療機関への通院、旅行等社会生活上車いすを必要とする者

《事業内容》

福祉用具	車いす
①貸与期間	おおむね1ヶ月
②費用	無料
③実施場所	本庁及び各支所

《実施状況》

(単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
車いす	128	107	104	120	97

(16) 移動支援事業 (平成 18 年 10 月、国 1/2 県 1/4 市 1/4、292, 113 千円、障害福祉課)

《目 的》

屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出のための支援を行うことにより、社会参加と自立を促進する。

《制度概要》

- ① 対象者
- ・身体障害者手帳 1 種または療育手帳の所持者
  - ・障害者総合支援法第 4 条第 1 項及び第 2 項で定める治療方法が確立していない疾病及びその他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、屋外での移動に困難がある者。
  - ・精神障害者のうち障害支援区分が区分 1 以上の方で、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において 5 点以上の方
  - ・65 歳到達前の過去 5 年間継続して移動支援の決定を受けていた者。

※重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者は対象外。

- ② 利用料
- |                       |           |                 |
|-----------------------|-----------|-----------------|
| 1 日の利用で 15 分以上 45 分未満 | 身体介護を伴う   | 100 円           |
|                       | 身体介護を伴わない | 37.5 円 (端数切り捨て) |
| 以降 30 分ごとに            | 身体介護を伴う   | 100 円           |
|                       | 身体介護を伴わない | 37.5 円 (端数切り捨て) |

(生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する者は無料)

- ③ 基本時間 15 時間/月

- ④ 利用方法 申請により「受給者証」を取得し取扱事業所に提示して利用する。

《利用状況》

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数 (人)	身体介護を伴う	3,908	4,014	4,179	4,009	4,242
	身体介護を伴わない	1,019	840	894	948	875
	小計	4,927	4,854	5,073	4,957	5,117
延利用時間 (時間)	身体介護を伴う	62,190	60,360	57,891	58,506.5	65,472
	身体介護を伴わない	8,931	6,754	6,767	8,215.5	8,482.5
	小計	71,121	67,114	64,658	66,722	73,954.5

(17) チャレンジ大賞表彰事業 (平成 25 年度、市単独、365 千円、障害福祉課)

《目 的》

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

《事業概要》

様々な分野において、前向きに取り組み輝いている障害者個人や団体及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

(18) 更生訓練費支給事業 (平成 18 年度、市単独、7,532 千円、障害福祉課)

《目 的》

就労移行支援又は自立訓練(機能訓練、生活訓練)を利用している障害者に対し、当該訓練をより効果的に受

けることが出来るようにすることを目的とする。

《対象者》

就労移行支援又は自立訓練を行う事業を利用している者であり、市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者。

《実施状況》 (単位：人)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数	2,591	2,773	2,582	2,291	2,409

#### (19) 各種団体に対する補助金事業 (市単独、2,125千円、障害福祉課)

《目的》

各種福祉団体に対し助成を行い、その活動を活性化することにより、福祉の増進を図る。

《事業内容》

鹿児島市身体障害者福祉協会等への助成

### 3 生活環境の整備

「鹿児島県福祉のまちづくり条例」(平成12年度から実施)に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求を受理し、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない範囲にある建築物の協議等を行っている。

《実施状況》 (単位：件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①届出受理件数	78	56	63	68	56
②協議件数	22	20	19	14	3

※表中①は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」適用 ②は、「鹿児島市福祉環境整備指針」適用

### 4 在宅福祉の充実

#### (1) 訪問入浴事業 (昭和49年9月、国1/2 県1/4 市1/4、41,048千円、障害福祉課)

《目的》

自力及び家族の介助で入浴が困難な重度身体障害者等の家庭に移動浴槽車を派遣し、重度身体障害者等の保健衛生の向上並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

《対象者》

65歳未満のねたきりの状態にある重度身体障害者(児)等で、家族の介助だけでは入浴することができない次の者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 知能指数35以下の者

《事業内容》

- ① 利用回数等 1ヶ月につき6回以内
- ② 利用者負担 無料

《実施状況》 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数	3,611	3,379	3,266	3,050	3,386

**(2) ゆうあい訪問給食事業** (平成12年7月、市単独、44,925千円、障害福祉課)

《目的》

重度身体障害者の独居世帯等を訪問し、食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。

《対象者》

① 昼食

本市に居住する独居の重度身体障害者(1・2級)及び重度身体障害者だけの世帯の者で、調理が困難な者

② 夕食

昼食の配食を週6回受ける者で、夕食の配食も週6回必要な者

《事業内容》

① 利用回数等 昼食(週6回以内) 夕食(週6回)

② 利用者負担 1食400円(住民税非課税世帯の者及び生活保護受給者は200円)

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用者数(人)	2,690	2,783	2,784	3,118	3,391
延利用回数(食)	56,353	58,634	61,207	63,285	62,794

**(3) 地域活動支援センター事業** (平成18年10月、国1/2 県1/4 市1/4、159,321千円、障害福祉課)

《目的》 障害者の健全で安らかな日常生活の安定を図る。

《対象者》 在宅の障害者手帳所持者等

《事業内容》

障害者等について、地域活動支援センターその他の施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の援助をし、障害者の地域生活支援の促進を図る。

① 地域活動支援センターⅠ型 かけはし、ひだまり、ソーバーハウス、サポートやすらぎ、クリニックハウス

② 地域活動支援センターⅡ型 たんぽぽ、ドリーム、さをり工房うえ〜ぶ、結い愛の郷、とんぼ

③ 地域活動支援センターⅢ型 ゆうあい館、きずな館

《利用者負担》 無料(ただし、食事代は実費、住民税非課税世帯については助成有り)

《実施状況》

年 度	延利用者数(人)				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター(Ⅰ型)	31,928	28,632	24,133	25,280	27,872
地域活動支援センター(Ⅱ型)	20,852	20,696	17,366	16,374	14,369
地域活動支援センター(Ⅲ型)	6,933	5,426	4,848	6,008	5,595

**(4) 日中一時支援事業** (平成18年10月、国1/2 県1/4 市1/4、36,360千円、障害福祉課)

《目的》

障害者(児)を介護する方の生活支援及び障害者(児)の日中活動の場を確保するために、障害者(児)を一時的に施設が預かり、障害者(児)を持つ家庭の安定した生活を保障する。

《対象者》

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び障害児

《事業内容》 基本時間 30時間/月

《利用料》

1時間当たり 30円(医療型は40円)、(生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する者は無料)

《実施状況》

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用人数（人）	3,682	3,239	3,365	3,146	3,645
延利用時間（時間）	66,337	61,781	59,509	52,052	60,205

(5) **福祉ホーム事業**（平成10年8月、国1/2 県1/4 市1/4、9,801千円、障害福祉課）

《目的》

日常生活に支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

※20年度からは、国の制度改正に伴い、従前の補助基準額÷定員×本市の出身者数を補助している。

《対象施設》

名称	所在地	定員	補助対象者
自立ホームゆめの里	川上町680-3	11人	10人
福祉ホームむぎのめの里	川上町1862-1	10人	9人
福祉ホームこかげの里	川上町685-12	14人	9人
福祉ホームつわぶきハウス	犬迫町8032-2	8人	1人

(6) **身体障害者福祉電話設置事業**（平成5年度、市単独、978千円、障害福祉課）

《目的》

在宅の重度身体障害者に福祉電話を貸与することにより、難聴者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認や各種の相談に応じ、もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。

《対象者》 下記の全ての要件に該当する者

- ① 難聴者又は外出困難な重度身体障害者（1～2級）
- ② 電話を設置していない市町村民税非課税の65歳未満の者（ひとり暮らし又は障害者のみの世帯）

《費用負担》 取付費、基本料金は市が負担。通話料は本人負担

《実施状況》

（単位：台）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6.3.31 現在設置台数
設置台数	2	1	2	0	0	35

(7) **ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業**（平成25年4月、市単独、2,650千円、障害福祉課）

《目的》

在宅のひとり暮らし障害者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。

《対象者》

- ① 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯
- ② 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯
- ③ ②に準ずる世帯（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）

《事業内容》

急病などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通知により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う。

- 《費用負担》 ① 生活保護受給世帯、市民税の所得割を課税されている者がいない世帯 無料  
 ② 市民税の所得割が課税されている者がいる世帯 月額1,000円

《実施状況》 (単位：台)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
稼働台数	36	36	38	37	35

**(8) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業** (平成13年4月、市単独、2,220千円、障害福祉課)

《目的》

在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料金の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。

《対象者》 下記のすべての要件に該当する者

- ① 呼吸器機能障害1級又は3級の者又はこれに準ずる者で特に市長が認める者
- ② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者
- ③ 生計中心者の市町村民税が非課税の者

《助成額》 月額 2,000円

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数(人)	130	111	114	116	116
助成月数(月)	1,167	1,060	1,107	1,175	1,085

**(9) 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業** (平成8年7月、市単独、12,349千円、障害福祉課)

《目的》

在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者(児)に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者(児)の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

《対象者》 下記のすべての要件に該当する者

- ① 3歳以上の身体障害者手帳1級もしくは2級を所持する肢体不自由者(児)、または療育手帳A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>もしくはAの所持者
- ② 生計中心者の市町村民税が非課税の者(生活保護世帯又は65歳以上で住民税非課税世帯を除く。)

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定者数(人)	380	401	382	399	374
支給件数(件)	1,020	1,001	1,024	1,011	1,009

**(10) 寝具乾燥事業** (昭和54年8月、市単独、44千円、障害福祉課)

《目的》

寝たきりの身体障害者の寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことにより、身体障害者の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《対象者》 下記のすべての要件に該当する者

- ① 1月の大半を寝たきりの状態で過ごし、かつ、日常生活に他人の介護を要する状態が6か月以上継続している65歳未満の身体障害者
- ② 伝染性疾患でない者
- ③ 生計中心者の市町村民税が非課税の者
- ④ 在宅であること(施設入所者、長期入院は不可)

《事業内容》

- ① 利用回数 1人年3回（8月以降の申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回）
- ② 利用料 無料
- ③ 寝具乾燥の対象 掛けふとん、敷きふとん、毛布

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	2	3	4	6	8
利用回数（回）	4	8	7	8	14

**(11) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業**（平成6年8月、市単独、1,278千円、障害福祉課）

《目 的》

外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《対象者》

- ① 65歳未満で外出困難な肢体不自由1級の者
- ② 外出困難な視覚障害1級の者
- ③ 在宅であること（施設入所者、長期入院は不可）

《事業内容》

重度身体障害者の自宅に、理容業者又は美容業者を派遣し、理髪サービス又は美容サービスを行う。

- ① 利用回数 1人年3回（8月以降の申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回）
- ② 利用料 無料

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	106	105	115	123	140
利用回数（回）	266	251	295	316	332

**(12) 重度身体障害者住宅改造費助成事業**（平成9年度、市単独、15,298千円、障害福祉課）

《目 的》

重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費の一部を助成し、生活環境の整備を図る。

《対象者》

重度身体障害者又はその同居者で、課税所得金額の合計が330万円以下の世帯

《助成額》

対象経費に2分の1を乗じた額（上限額：500,000円）

《実施状況》

（単位：件）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成件数	35	46	45	38	26

**(13) 児童発達支援事業専門員加算等補助金**（昭和51年度、市単独、49,674千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅で児童発達支援事業所へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

《事業内容》

児童福祉法に規定する児童発達支援のうち、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、児童発達支援センターについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

看護師等を雇用し重症心身障害児が通う事業所に対し、その経費の一部を助成する。

《対象事業所数》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象事業所数	97	102	111	41	44

**(14) 発達障害児等家族支援補助事業** (令和元年度、市単独、3,870千円、障害福祉課)

《目 的》

発達障害児等が地域からの孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

《事業内容》

児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対して、グループ講習等の集団支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

《対象事業所数》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象事業所数	23	29	29	32	31

**(15) 障害児地域療育等支援事業** (平成8年度、市単独、4,957千円、障害福祉課)

《目 的》

在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。

《事業内容》

① 障害児等療育支援事業

実施施設 計11ヶ所

やまびこ医療福祉センター(鹿児島市)、生活支援センターふれあい(伊佐市)、相談支援事業所なんさつ(南九州市)、生活支援センターさちかぜ(始良市)、あいわの里相談支援センター(阿久根市)、あかつき学園(中種子町)、チャレンジサポート奄美(奄美市)、こども発達支援センターめぶき園(肝付町)、薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園(薩摩川内市)、そお地区障がい者等基幹相談支援センター(志布志市)、相談支援事業所たんぼぼ(霧島市)

ア 在宅支援訪問療育指導事業(巡回による各種の相談・指導、訪問による健康診査)

イ 在宅支援外来療育指導事業(外来の方法による各種の相談・指導)

ウ 施設支援一般指導事業(児童発達支援事業所及び保育所等の職員に対する療育に関する技術の指導)

② 地域療育等支援事業

相談員を配置し、在宅療育その他障害者福祉に関する各般の障害児(者)・家族等からの相談に応じるとともに、各種福祉サービスの提供の援助、啓発活動等を行う事業を委託する。

実施施設 やまびこ医療福祉センター

**(16) 成年後見制度利用支援事業(知的障害者・精神障害者)** (平成14年度、国1/2 県1/4 市1/4、5,811千円、障害福祉課、保健支援課)

《目 的》

身寄りのない知的障害者・精神障害者で、後見開始の審判を申立てる者がいない者のために、本市が審判の申

立てを行うほか、その申立て費用を負担し、判断能力の不十分な者の保護を図るほか、後見人報酬の助成等を行う。

《対象者》 知的障害者・精神障害者

《事業内容》

家庭裁判所に後見の開始の申し立てを行い、審判の手続きが行われた後、成年後見人を選任してもらう。

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申立件数(人)	2	6	1	0	3
報酬助成件数(件)	32	35	39	34	42

**(17) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業** (平成24年度、国1/2 県1/4 市1/4、一部市単独、39,103千円、障害福祉課)

《目 的》

障害者(児)及びその家族等からの総合的な相談業務について、ワンストップ化を図り、情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害者虐待防止センターの機能を備えた、本市の相談支援の拠点となる障害者基幹相談支援センターを運営する。

《事業内容》

総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・差別解消)及び成年後見制度利用支援事業を実施。

- ① 身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ② 障害者虐待防止センターの役割など

**(18) 地域生活支援拠点事業** (平成29年度、国1/2 県1/4 市1/4、14,774千円、障害福祉課)

《目 的》

地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより、障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

《事業内容》

- ① 24時間365日の緊急対応(相談、受入れ)
- ② 施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供

上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。(29年10月開設)

**(19) 障害者相談支援等事業(身体障害・知的障害・精神障害)** (平成18年度、市単独、54,024千円、障害福祉課、保健支援課)

《目 的》

在宅で生活している障害者やその家族を対象に、地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスなどの活用について相談を受け、助言や利用援助等を行い、障害者の地域における生活を支援する。

《事業内容》

電話・来所・訪問等による相談、相談会・講習会の開催、一時保護

**(20) 障害福祉サービス事業所等サポート事業** (令和3年度、①国10/10 ②国1/2、5,062千円、障害福祉課)

《目的》

福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度に係る審査体制を確保し、当該制度を円滑に実施する。

《事業内容》

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導等（国補助率 10/10）  
福祉・介護職員等処遇改善加算の認知度向上や、各事業所による申請へのサポート体制を構築することにより、市内事業所における加算の取得促進を図る。
- ② 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保（国補助率 1/2）  
会計年度任用職員を雇用し、障害福祉サービス等情報公表制度の審査を行う。

## 5 保健・医療・手当等の充実

- (1) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（昭和24年度、国1/2 県1/4 市1/4、1,127,375千円、障害福祉課）

※平成18年9月までは更生医療給付事業

《目的》

身体障害者の障害を除去又は軽減するために必要な医療費（更生医療費）を支給することにより、身体障害者の職業能力を増進し、日常生活を容易にする。

《対象者》

18歳以上の身体障害者手帳所持者

《事業内容》

身体障害者の更生のために必要な医療（人工透析、心臓手術等）に係る費用の一部または全部を支給する。

《実施状況》

年度	障害区分	延件数(件)	医療費総額(円)	更生医療の対象となる額	
				公費負担額(円)	自己負担額(円)
元年度	心臓	121	297,660,459	49,319,316	525,099
	じん臓	10,376	2,255,568,421	1,072,167,037	19,757,672
	肢体不自由ほか	867	283,826,693	66,606,726	4,336,596
	計	11,364	2,837,055,573	1,188,093,079	24,619,367
2年度	心臓	124	334,600,433	59,667,884	654,669
	じん臓	10,687	2,304,387,234	1,023,780,506	21,485,885
	肢体不自由ほか	881	267,471,912	52,816,718	3,971,514
	計	11,692	2,906,459,579	1,136,265,108	26,112,068
3年度	心臓	103	260,976,257	29,521,837	696,441
	じん臓	10,843	2,267,082,112	1,017,407,828	22,339,659
	肢体不自由ほか	976	287,908,292	67,794,926	4,640,339
	計	11,922	2,815,966,661	1,114,724,591	27,676,439
4年度	心臓	83	226,085,410	39,230,348	416,976
	じん臓	10,772	2,243,999,503	1,038,336,044	22,296,649
	肢体不自由ほか	1,024	292,672,050	64,267,251	5,036,749
	計	11,879	2,762,756,963	1,141,833,643	27,750,374

5 年 度	心 臓	111	272,398,688	22,248,129	652,636
	じ ん 臓	10,508	2,167,275,662	969,772,149	22,440,091
	肢体不自由ほか	1,102	320,756,956	74,070,722	5,613,848
	計	11,721	2,760,431,306	1,066,091,000	28,706,575

**(2) 重度心身障害者等医療費助成事業** (昭和49年7月、県1/2 市1/2、2,054,346千円、障害福祉課)

《目的》

重度心身障害者、重度心身障害児及び重複障害者に、医療費を助成し、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。

《対象者》

- ① 身体障害者手帳1級又は2級所持者で、1歳以上の者
- ② 知能指数35以下の知的障害者で、1歳以上の者
- ③ 身体障害者手帳3級を所持し、かつ知能指数36以上50以下の者で1歳以上のもの(重複障害者)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院医療費のみ：R6.7～)

※ 所得制限あり：R6.7～

《実施状況》

(単位：件、円)

保 険 年 度	国保・社保(6歳未満)		国保・社保(6歳以上)		後期高齢		合 計	
	件 数	助成金額	件 数	助成金額	件 数	助成金額	件 数	助成金額
元	2,150	8,897,532	197,345	1,132,158,559	155,975	638,544,902	355,470	1,779,600,993
2	1,899	8,051,853	188,186	1,108,171,880	149,487	591,896,535	339,572	1,708,120,268
3	2,026	9,444,822	191,539	1,110,842,811	151,375	593,829,708	344,940	1,714,117,341
4	2,124	7,133,804	191,287	1,093,297,778	149,419	575,708,536	342,830	1,676,140,118
5	1,886	6,966,478	191,278	1,090,982,774	150,487	588,186,342	343,651	1,686,135,594

※令和6年7月診療分から、受給資格者証の交付を受けた者が、受給資格者証を医療機関窓口へ提示することとで、保険診療により支払った医療費の自己負担額を自動償還払い方式により助成する。

**(3)-1 市民福祉手当(重度障害者手当)支給事業** (昭和49年度、市単独、392,842千円 重度障害児手当を含む、障害福祉課)

《目的》

重度障害者に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

10月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録)し、次のいずれかに該当する20歳以上の者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 療育手帳A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>又はB<sub>1</sub>の者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- ④ 前記①～③に準ずる程度の障害のある者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき
- ② 病院に入院措置されているとき
- ③ 国の特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき
- ④ 当該年度に係る自らの重度障害児手当(市民福祉手当)を受給できるとき

《支給額等》 (令和5年4月1日現在)

資格認定日	毎年10月1日(申請は原則として10月中)
支給額	1人につき年額24,000円
支給日	原則として毎年12月20日

《支給状況》 (単位:人)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	15,098	15,043	15,308	15,288	15,429

(3)-2 市民福祉手当(重度障害児手当)支給事業 (昭和45年度、市単独、重度障害者手当参照、障害福祉課)

《目的》

重度障害児に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録)し、次のいずれかに該当する20歳未満の児童の保護者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 療育手帳A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>又はB<sub>1</sub>の者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- ④ 前記①～③に準ずる程度の障害のある者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき
- ② 病院に入院措置されているとき
- ③ 国の障害児福祉手当を受給しているとき

《支給額等》 (令和6年4月1日現在)

資格認定日	毎年4月1日(申請は原則として4月中)
支給額	1人につき年額24,000円
支給日	原則として毎年5月20日

《支給状況》 (単位:人)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	487	516	487	558	527

(4) 特別障害者手当(昭和61年度、国3/4 市1/4、377,176千円(障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む、障害福祉課)

《目的》

障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するため、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し、特別障害者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

極めて重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害者支援施設等の福祉施設に入所しているとき

- ② 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院したとき
- ③ 所得が一定の額を超えるとき

《支給額等》 (令和6年4月1日現在)

支給額	月額 28,840 円
支給月	毎年2月・5月・8月・11月の4回

《支給状況》 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	755	764	813	857	955

**(5) 障害児福祉手当** (昭和61年度、国3/4 市1/4、特別障害者手当に含まれる、障害福祉課)

《目 的》

20歳未満の重度障害児に障害児福祉手当を支給することにより、これら重度障害児の福祉の増進を図る。

《支給要件》 重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ② 肢体不自由児施設等の福祉施設に入所しているとき
- ③ 所得が一定の額を超えるとき

《支給額等》 (令和6年4月1日現在)

支給額	月額 15,690 円
支給月	毎年2月・5月・8月・11月の4回

《支給状況》 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	323	331	337	354	365

**(6) 経過的福祉手当** (昭和61年度、国3/4 市1/4、特別障害者手当に含まれる、障害福祉課)

《経 緯》

昭和61年3月31日に廃止された従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当や障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置による福祉手当を支給することとしたもので、新規の取扱いはない。

《支給要件》

- ① 昭和61年3月31日において、20歳以上であること
- ② 昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- ③ 特別障害者手当、障害基礎年金又は各種障害年金を受けていない者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ② 障害者支援施設等の福祉施設に入所しているとき
- ③ 所得が一定の額を超えるとき

《支給期間》

施行日以降、引き続き(旧法による)福祉手当の支給要件に該当する間

《支給額等》 (令和6年4月1日現在)

支給額	月額 15,690 円
支給月	毎年2月・5月・8月・11月の4回

《支給状況》 (単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	16	14	13	11	8

《所得制限限度額表》

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当に適用 (平成14年8月1日から)

扶養親族数	本 人	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円
5 人目以降	1人増すごとに 380,000 円を加算	1人増すごとに 213,000 円を加算

(7) 心身障害者扶養共済制度 (昭和45年度、県委託金、8,433千円、障害福祉課)

《目 的》

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。

《対象者》 心身障害者の保護者で、市内に住む65歳未満の健康な者

《事業内容》

- ① 実施主体 鹿児島県
- ② 心身障害者
  - ア 知的障害者
  - イ 身体障害者手帳の1級から3級の手帳所持者
  - ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア又はイに掲げる者と同程度と認められるもの
- ③ 加入限度 心身障害者1人につき2口まで
- ④ 掛金月額 (令和6年4月1日現在)

加入時の年齢 (毎年4月1日現在)	既加入者の掛金月額(円)	平成20年4月1日以降に新たに加入者となる方の掛金月額(円)
35歳未満の者	5,600	9,300
35歳以上40歳未満の者	6,900	11,400
40歳以上45歳未満の者	8,700	14,300
45歳以上50歳未満の者	10,600	17,300
50歳以上55歳未満の者	11,600	18,800
55歳以上60歳未満の者	12,800	20,700
60歳以上65歳未満の者	14,500	23,300

※生活保護世帯・市民税非課税世帯については減免措置がある。

⑤ 年金月額 1口につき 20,000 円

《加入状況》 (各年度 3 月末現在) (単位：件)

年 度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加 入 者	生活保護世帯	1	1	1	0	1
	市民税非課税世帯	8	8	8	7	5
	一般世帯	33	33	33	32	36
	掛金免除者	125	121	112	102	97
	計	167	163	154	141	139
年金受給者		286	284	292	295	291

## 6 福祉施設の充実

(1) 心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)管理運営 (昭和 62 年度、市単独、88,401 千円、  
障害福祉課)

《目的》

心身障害者に対して、自立活動を助け、ふれあいを深め及び生きがいを高める場を提供し、心身障害者の福祉の増進を図る。

《利用できる者》

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 前 3 号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- ⑤ 前 4 号に掲げる者で組織された団体
- ⑥ その他心身障害者のために奉仕活動を行う者又は団体で市長が適当と認めるもの

《事業内容》

① 施設の概要

障害者のふれあいと自立活動の拠点として、また、福祉の増進や社会参加の意欲の向上などを図るための中核となる施設として、機能回復訓練などを行う身体障害者福祉センター B 型に体育館を併設した施設である。

② 所在地 鹿児島市真砂本町 58 番 30 号

③ 主な事業

ア 地域活動支援センター事業

障害者の自立促進、生活の質の向上を図るため、機能訓練や料理・民謡・太極拳など各種講座を行う。

イ ことばの発達指導

言語の発達上指導が必要な幼児及びその保護者に、指導員が言語の発達を促す指導と助言を行う。

《対象者》 市内在住の方で言語の発達上指導の必要があるおおむね 3 歳以上就学児前までの幼児

《事業内容》 利用定員 30 人

指導日及び時間

月曜日～土曜日(水曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日を除く)：午前 9 時～午後 5 時

費用 無料

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延訓練人数	651	511	466	701	561
延相談人数	454	551	517	264	367

ウ 障害者IT講習会開催

障害者を対象としたパソコン講座を開催し、社会参加の促進を図る。

《対象者》 市内の身体障害者、62人（16講座）

《事業内容》

会 場 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

講座内容 パソコン基礎、インターネット・ワープロ・表計算などの活用

エ 健康相談、更生相談、心配事相談

オ スポーツ・レクリエーション

カ 社会参加を促進するための施設の利用

キ 福祉機器リサイクル事業

不要となった福祉機器を必要とする方に斡旋する。

（単位：件）

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
車 い す	13	35	24	27	31
特 殊 寝 台	3	8	3	7	4
歩 行 補 助 用 具	3	14	25	9	15
エ ア ー パ ッ ド	0	0	0	0	0
合 計	19	57	52	43	50

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会（指定管理者）

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人員（人）	55,183	41,340	34,924	41,763	43,348

**（2） 知的障害者福祉センター（ふれあい館）管理運営** （平成12年度、市単独、93,880千円、障害福祉課）

《目 的》

知的障害者相互のふれあいを深め、生きがいと健康づくりを支援し、知的障害者とその家族の福祉の向上を図る。

《利用できる者》

- ① 療育手帳所持者
- ② 前号に掲げる者の家族及び介護者
- ③ 前2号に掲げる者のために奉仕活動を行う者
- ④ 前3号に掲げる者で組織された団体で市長が適当と認めるもの
- ⑤ その他市長が特に適当と認めるもの

《事業内容》

① 施設の概要

体育館、温水プール、プレイルーム、音楽室、会議室、交流スペース、展示コーナー、福祉作業室、相談室等を備えた知的障害者の中核となる施設である。

② 所在地 鹿児島市星ヶ峯二丁目1番1号

③ 主な事業

ア スポーツ・レクリエーション

イ 健康、生活、職業等の相談・指導

ウ 教養講座等の開催

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会（指定管理者）

《実施状況》

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人員（人）	47,307	31,492	41,383	45,952	52,891

※3年度より利用人員の集計方法を変更

(3) 障害者福祉施設整備補助事業（平成8年度、国1/2 市1/4、322千円、障害福祉課）

《目的》 障害者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、建設費の一部を補助する。

《補助状況》

施設種類	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者支援施設		—	あさひが丘、誠光園、ライフサポートセンター しょうぶ学園	明星学園	明星学園、誠光園	—
障害福祉サービス事業所等		石谷の郷	多機能型事業所 百花、サポートハウスら・フロレゾン、サポートセンターら・フロレゾン、杜の風、グループホームしょうぶ	カーサみらいず、グループホームしょうぶ	第3サンシャイン郡山、グループホームしょうぶ、ヒバリーヒルズ池之上	グループホーム百楽、ファミリー・こども発達支援センター ミッキー・ハート

(4) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業（令和5年度、市単独、1,826千円、障害福祉課）

《目的》

災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する障害者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

《事業内容》

- ① 避難確保計画の精査及び検証
- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 避難の実行性を高めるための助言及び支援

## 7 障害福祉サービス

### (1) 障害支援区分の認定

《目的》

透明で、公平な障害福祉サービスの支給決定を行う為、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」の認定を行う。

《概要》

- ① 障害支援区分認定希望者の申請を受理する。
- ② 認定調査員が、申請者本人及び保護者等と面談を行い、障害種別にかかわらず、共通の調査項目について認定調査を行う（判断に迷う点や判断の根拠について「特記事項」として記載する。）とともに、本人及び家族の状況や現在のサービス内容等の概況調査を行う。
- ③ 主治医へ医師意見書を依頼する。
- ④ 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を基に、一次判定を行う。

- ⑤ 一次判定結果、概況調査、特記事項、医師意見書の内容を基に、障害支援区分認定審査会が、審査判定を行う。
- ⑥ 障害支援区分認定審査会の審査判定結果に基づき、市が障害支援区分を認定する。

《障害支援区分認定者数》

(各年度3月末現在)

(単位：人)

年 度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
元年度	189	1,234	1,315	889	685	1,143	5,455
2年度	195	1,325	1,497	956	722	1,204	5,899
3年度	212	1,463	1,689	1,022	751	1,257	6,394
4年度	221	1,576	1,862	1,070	783	1,307	6,819
5年度	231	1,693	2,041	1,128	811	1,353	7,257

## (2) 支給決定

障害支援区分やサービス等利用計画案を踏まえ、支給決定基準に基づき、受けられるサービスの種類や量の支給決定を行う。なお、必要に応じて障害支援区分認定審査会の意見も求める。

## (3) 利用者負担

障害福祉サービスを利用する場合、原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となるが、その額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には、1割相当額を負担することになる。さらに、本市独自の軽減措置がある。

《負担上限月額》

- ① 生活保護世帯の人 : 無料
- ② 市民税非課税世帯の人 : 無料
- ③ 市民税課税世帯の人 (一般)

ア 障害児(18歳未満)の「施設等入所者以外」で「市民税の所得割28万円未満」の人 : 4,600円

イ 障害者(18歳以上)の「施設等入所者以外」で「市民税の所得割16万円未満」の人 : 9,300円

ウ 20歳未満の施設等入所者で「市民税の所得割28万円未満」 : 9,300円

エ ア、イ及びウ以外 : 37,200円

《本市独自の軽減措置》

障害福祉サービス

対 象 者 障害福祉サービスの支給決定を受けている者

軽減内容 ひと月の利用者負担額の2分の1を助成する。

《入所施設の食費等実費負担の軽減(国)》

- ① 20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円程度が残るように補足給付が行われる。
- ② 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われる。
- ③ 通所施設及び短期入所の利用では、低所得及び一般(市民税の所得割16万円未満(障害児においては、28万円未満))の場合、人件費分が支給され、食材料費のみの負担となるため、およそ3分の1の負担となる。

《グループホームに係る家賃助成》

共同生活援助(グループホーム)の利用者(市民税課税世帯を除く。)に対して、月額1万円を限度に家賃が助成される。

《その他》

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還される。

**(4) 障害福祉サービス給付事業**（平成18年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、20,193,455千円、障害福祉課）

《主なサービス内容》

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、掃除等の生活全般にわたる支援を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などを行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業等へ雇用された人に、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談や関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う。
自立生活援助	障害者支援施設に入所していた人等に、居宅における自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設又は矯正施設等に入所・入院している人の住居の確保や地域への生活に移行するための相談等を行う。
地域定着支援	居宅に単身で生活している人や同居している家族が障害、疾病等のため緊急時の支援が見込まれない人に対し、連絡体制を確保する。
計画相談支援	それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成する。

《延利用者数》

(単位：人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	10,856	11,231	11,612	11,953	12,453
重度訪問介護	1,117	1,302	1,575	1,718	1,900
同行援護	2,705	2,636	2,746	2,699	2,735
行動援護	576	513	462	440	459

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
短期入所	4,286	3,132	3,514	3,422	4,478
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
療養介護	1,442	1,417	1,459	1,478	1,480
生活介護	19,785	19,684	19,962	20,177	20,545
自立訓練（機能訓練）	36	60	153	150	81
自立訓練（生活訓練）	1,516	1,660	1,276	1,198	1,072
就労移行支援	1,951	2,199	2,096	1,837	1,891
就労継続支援	31,872	33,972	36,462	37,919	40,157
就労定着支援	276	485	565	593	607
自立生活援助	18	69	167	189	215
共同生活援助 （介護サービス包括型）	5,099	6,195	6,655	7,812	9,630
共同生活援助 （外部サービス利用型）	2,665	2,600	3,306	3,223	2,790
共同生活援助 （日中サービス利用型）	194	262	423	724	1,094
施設入所支援	9,083	8,814	8,560	8,488	8,478
地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	109	190	152	206	209
計画相談支援	13,111	15,731	16,370	15,958	17,369

## 8 障害児支援

(1) 障害児通所等支援事業（平成18年度、国1/2 県1/4 市1/4 平成24年度から児童デイサービスが移行し、サービスを拡充して実施、12,432,010千円、障害福祉課）

### 《目的》

障害児に対する療育として、児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

### 《事業内容》

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童について、以下のサービスを行う。

児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
障害児相談支援	課題解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するために、障害児支援利用計画を作成する。

### 《利用者負担》

原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となり、その額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には1割相当額を負担することになるが、本市においては独自の軽減措置により、利用者負担額を無料としている。

《負担上限月額》

- ① 生活保護世帯の人 : 無料
- ② 市民税非課税世帯の人 : 無料
- ③ 市民税課税世帯の人(一般)

ア 障害児(18歳未満)の「施設入所者以外」で「市民税の所得割 28万円未満」の人 : 4,600円  
 イ ア以外 : 37,200円

《本市独自の軽減措置》

対象者 障害児通所支援の支給決定を受けている者  
 軽減内容 ひと月の利用者負担額の全額を助成する。

《延利用者数》

(単位 : 人)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	27,708	30,195	34,250	37,387	38,829
放課後等デイサービス	24,814	28,408	33,118	38,574	45,367
保育所等訪問支援	993	877	1,381	1,929	2,938
居宅訪問型児童発達支援	12	36	16	10	13
障害児相談支援	9,436	11,569	13,300	15,034	16,940

※居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度より新設。

**(2) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業** (令和元年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、359 千円、障害福祉課)

《目 的》

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児)が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関連携を図るための協議の場を運営する。

ほか、医療的ケア児支援に関するリーフレットの作成を行う。

**(3) 在宅重度心身障害児家族支援事業** (令和 3 年度、国 1/2、県 1/4 市 1/4 2,325 千円、障害福祉課)

《目 的》

在宅の重度心身障害児について、主たる介護者である家族の負担が過重傾向にあることから、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費の助成を行い、介護に係る家族の負担軽減を図る。

《対象者》

- ①身体障害者手帳 1・2 級、②療育手帳 A<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>、③身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B<sub>1</sub> のいずれかに該当する 18 歳未満のもの

《助成内容》

指定訪問看護ステーションが在宅の重度心身障害児を訪問して行う看護(医療保険各法及び生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用対象となる訪問看護を除く。)に係る費用を助成。

(1 人につき 1 年度あたり 24 時間を上限)

**(4) 障害児等支援相談員設置事業** (令和 6 年度、市単独、3,720 千円、障害福祉課)

《目 的》

障害児通所支援等の支給申請に係る窓口でのきめ細かな対応を行うため、障害児等支援相談員 1 名を配置する。

## 第 5 章 各 種 手 当 一 覧

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
国 の 制 度	特別障害者 手 当	1 受給者 精神又は身体に極めて重度の障 害があるため、日常生活において 常時特別の介護を必要とする20歳 以上の者 ※ 障害の程度は概ね (1) 身体障害者手帳1・2級程度の 障害が2つ以上 (2) 障害が1つ(肢体不自由・内部 疾患・精神障害)でも、著しく日常 生活能力に欠ける者 2 支給制限 (1) 福祉施設に入所しているとき (2) 病院に継続して3か月を超えて 入院したとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人 28,840円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	○申請に必要なもの 1 認定請求書 2 認定診断書 3 預金通帳(受給者名義) 4 所得状況届 (年休受給者は公的年金 証書) (転入者の方は、所得証明 書) 5 マイナンバーカード(個人番 号カード)
	障害児福祉 手 当	1 受給者 精神又は身体に重度の障害があ るため、日常生活において常時の 介護を必要とする20歳未満の児童 ※ 障害の程度は概ね 身体障害者手帳1級及び2級の一 部、療育手帳A <sub>1</sub> 又はこれに準ずる 障害 2 支給制限 (1) 障害を支給事由とする公的年 金等を受給しているとき (2) 福祉施設に入所しているとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人15,690円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	○申請に必要なもの 1 認定請求書 2 認定診断書 3 預金通帳(受給者名義) 4 所得状況届 (年休受給者は公的年金 証書) (転入者の方は、所得証明 書) 5 マイナンバーカード(個人番 号カード)
	経過的福祉 手 当	1 受給者 (1) 昭和61年3月31日現在におい て20歳以上であり、従前の福祉 手当の受給資格を有する者 (2) 特別障害者手当又は障害基礎 年金、各種障害年金を受給でき ない者 2 支給制限 (1) 障害を支給事由とする公的年 金等を受給しているとき (2) 福祉施設に入所しているとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人15,690円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	転入に伴う継続申請のみで 新規申請はない。

手当の種類		支給資格	手当額及び支払日	手続等
市の制度（市民福祉手当）	重度障害児手当	1 認定基準 4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録があること)し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 20歳未満の重度障害児の保護者 3 障害の程度 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A <sub>1</sub> ・A <sub>2</sub> ・B <sub>1</sub> 、精神障害者保健福祉手帳1・2級又はこれに準ずる者 4 支給制限 (1)福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき (2)病院に入院措置されているとき (3)国の障害児福祉手当を受給しているとき	1 手当額(年額) 児童1人当り 24,000円 2 支払月 原則として5月年1回(口座振込)	○申請時期 原則として毎年4月中  ○申請に必要なもの 1 預金通帳(保護者名義) 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
	重度障害者手当	1 認定基準 10月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録があること)し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 20歳以上の重度障害者 3 障害の程度 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A <sub>1</sub> ・A <sub>2</sub> ・B <sub>1</sub> 、精神障害者保健福祉手帳1・2級又はこれに準ずる者 4 支給制限 (1)福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき (2)病院に入院措置されているとき (3)国の特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき (4)当該年度に係る自らの重度障害児手当を受給できるとき	1 手当額(年額) 1人 24,000円 2 支払月 原則として12月年1回(口座振込)	○申請時期 原則として毎年10月中  ○申請に必要なもの 1 預金通帳(受給者名義) 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

手当の種類		支給資格	手当額及び支払日	手続等
市 の 制 度	老人介護手当	<p>1 認定基準日 8月1日、2月1日</p> <p>2 支給対象者 本市に1年以上住所を有する者で、在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で引き続き6か月以上介護している者</p> <p>3 支給対象となる高齢者</p> <p>(1) 寝たきり高齢者 65歳以上の者で、在宅において寝たきりで、日常生活を営むのに、常時他の者の介護を必要とする状態が6か月以上続いている要介護3以上の者</p> <p>(2) 重度認知症高齢者 65歳以上の者で、知的能力の衰えから生ずる認知症の症状により、在宅において日常生活を営むのに、常時他の者の介護を必要とする状態が6か月以上続いている要介護3以上の者</p> <p>※(1)(2)ともに本市に1年以上住所を有する者であること、及び在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が31日を超えないこと</p>	<p>1 手当額(年額) 1人 90,000円 国の特別障害者手当又は経過的福祉手当受給者の介護者は年額1人 45,000円</p> <p>2 支払月 原則として10月または4月の年1回(口座振込)</p>	<p>○申請 原則として8月または2月の年1回</p> <p>○申請に必要なもの</p> <p>1 申請書</p> <p>2 その他 民生委員の状況確認 (民生委員と連絡が取れないなどの場合に限り、地域包括支援センター職員の状況確認で可)</p>
	家族介護慰労金	<p>1 支給対象者 寝たきり高齢者等と同居又はこれに準ずる状態で介護している者</p> <p>2 支給対象となる高齢者 1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中介護保険のサービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を利用しなかった65歳以上の高齢者(高齢者、介護者ともに鹿児島市に住所を有し、住民税非課税世帯であること)</p>	<p>1 支給額(年額) 1人 100,000円</p>	<p>○申請に必要なもの</p> <p>1 申請書</p> <p>2 その他 民生委員の状況確認 (民生委員と連絡が取れないなどの場合に限り、地域包括支援センター職員の状況確認で可)</p>